

3月9日（月）

平成 21 年 3 月 9 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (44 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 濱砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |   |   |
|---|---|
| 知事<br>副知事<br>県民政策部長<br>総務部長<br>福祉保健部長<br>環境森林部長<br>商工観光労働部長<br>農政水産部長<br>県土整備部長<br>会計管理者<br>企業局長<br>病院局長<br>財政課長<br>教育委員長<br>教育長<br>公安委員長<br>警察本部長<br>人事委員長<br>代表監査委員 | 東国原英夫<br>河野俊嗣<br>丸山文民<br>山下健次<br>宮本尊一<br>高柳憲一<br>高山幹男<br>後藤仁俊<br>山田康夫<br>長友秀隆<br>日高幸平<br>甲斐景早<br>西野博之<br>大重都志<br>渡辺義人<br>田代知代<br>相浦勇二<br>黒木奉武<br>城倉恒雄 |
|---|---|

事務局職員出席者

- |   |   |
|---|---|
| 事務局 長<br>事務局 次長<br>総務課 長<br>議事課 長<br>政策調査課 長<br>議事課 長補佐<br>議事担当主幹<br>議事課 主査<br>議事課 主査 | 石野田幸蔵<br>弓削孝幸<br>田原新一<br>富永博章<br>桑山秀彦<br>孫田英美<br>日高賢治<br>山中康二<br>隈元淳二 |
|---|---|

◎ 常任委員長審査結果報告(議案第42号から第71号まで)

○坂口博美議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成20年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第42号から第71号までの各号議案を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外6件であります。

慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第42号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」についてであります。

この補正は、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、補正額は193億400万円余の減額となっております。

歳入財源の主なものとしては、県税が18億1,500万円、地方交付税が21億4,400万円余の増額となる一方、国庫支出金が109億6,200万円余、繰入金が61億8,200万円余、県債が45億8,600万円余の減額となっております。

次に、議案第63号「平成20年度宮崎県一般会

計補正予算(第5号)」についてであります。

この補正は、国の生活対策及び生活防衛のための緊急対策に伴う事業の追加に係る経費について措置するものであり、補正額は215億5,500万円余の増額となっております。

歳出としては、総務費が91億200万円余、労働費が83億円等であり、地域活性化・生活対策基金等の新たな基金の造成や既存基金への積み立てが主な内容であります。

この結果、前述の議案第42号に係る補正額を含めた補正後の一般会計の予算額は、5,749億2,600万円余となります。

このうち、国の生活対策及び生活防衛のための緊急対策に伴う事業についてであります。

このことについて、委員より、「今回の国からの交付金については、本県の厳しい経済情勢や社会資本整備のおくれに配慮し、基金への積み立ては行わず、地域経済を浮揚させることを目的として、公共事業を初めとする即効性の高い事業に充当すべきではないか」との質疑があり、当局より、「公共事業については、既に1月の補正予算で40億円の追加投資を行っており、例年、事業の少ない年度当初において一定の経済効果を発揮するものと考えている。今回造成する7つの基金については、それぞれ国の制度の趣旨に沿った事業に充当することとなるが、このうち地域活性化・生活対策基金については、地域生活基盤の確保など、最も地域活性化に役立つことから、そのような視点も踏まえつつ具体的な用途を検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今回造成される基金に係る事業が、それぞれ制度の趣旨を十分に反映するとともに、厳しい状況下にある本県経済の活性化に資するよう、早急かつ切れ目な

く実施されることを要望するものであります。

次に、高千穂線鉄道施設整理基金についてであります。

このことについて当局より、「県と沿線自治体で構成する協議会において、基金に関する今後の運営方針として、平成22年度までを目途に、不要施設の撤去計画及び資金の積立計画を策定し、撤去費用の総額及び基金への積立額や期間を明らかにするよう努めることなどを決定した」との説明がありました。

これに対して、委員より、「撤去・積立計画が策定されるまで、積立期間等が明示されないとのことであるが、計画策定までの期間が長いのではないか」との質疑があり、当局より、「計画策定の前提として、住民の意見を反映した施設の有効活用策について検討を行うなど、一定の期間を必要とすることから、沿線自治体の要望も踏まえ、このような決定となった。沿線自治体としても、できる限り平成22年度の早い段階で計画を策定するよう努力したいとのことである」との答弁がありました。

最後に、人権に関する県民意識調査結果についてであります。

調査結果に関する当局の説明に対しまして、委員より、「3,000人に対して調査を実施し、回答率が30%というのは非常に少ない。調査結果を施策に生かしていくことは特に重要であることから、1人でも多くの県民の意見を酌み上げることができるよう、調査対象者数をふやすなど必要な工夫をすべきではないか」との質疑があり、当局より、「調査を行うこと自体が人権啓発につながるという面もあるので、調査方法については、今後、十分に検討していきたい」との答弁がありました。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。

ます。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、厚生常任委員会、権藤梅義委員長。

○権藤梅義議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外5件であります。

慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

なお、議案第42号については賛成多数で、その他の議案については全会一致で決定しております。

特に今回の補正は、経済や雇用に対する不安が広がるなど、現下の厳しい情勢に配慮し、切れ目のない経済・雇用対策の確保が必要であります。当委員会といたしましては、県民生活に与える影響を考慮し、基金の活用や予算執行に当たっては、スピード感のある積極的な取り組みが行われるよう、当局に対し特段の努力を求めるものであります。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助額の決定及び執行残等に伴う23億4,098万円余の減額補正及び国の第2次補正予算の成立を受けて、臨時特例交付金を活用した障害者自立支援対策臨時特例基金への積み増しや、新たな基金として、妊婦健康診査支援基金及び安心こども基金の設置などに伴う34億918万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は804億4,207万円余となっております。

このうち、基金の有効活用についてでありま

す。

このことについて委員より、基金の執行残が生じた場合、国へ返還しなければならないことについて質疑があり、当局より、「市町村に対する説明会等を通じて、基金事業が有効に活用されるよう、積極的に働きかけてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、基金が有効に活用され、本来の目的を達成するためにも、事業の周知等を通じて、市町村等が積極的に基金事業に取り組めるような体制づくりに努められるよう強く要望いたします。また、国に対しても、基金事業に取り組む県や市町村等の裁量を大きくするなど、地域ニーズに合った取り組みやすい事業になるように、引き続き当局より要望していただくことを求めるものであります。

次に、予算の減額補正についてであります。

国庫補助額の決定や節約に伴う執行残により、所要見込み額が減少したこと等を踏まえて減額補正することについて、複数の委員より、「事業の実施について当局が積極的に働きかけ、要望を掘り起こした結果ならやむを得ないが、県全体が厳しい財政状況の中、節約をすべきという気持ちが強過ぎて、本当にやらないといけない事業が減額されているのではないかと危惧している。日ごろより市町村等の状況を適宜把握し、当初に確保された予算は有効活用するよう努力していただきたい」との要望がありました。

次に、特定健診への取り組みについてであります。

このことについて、委員より、市町村における特定健診の受診率に差があることについて質疑があり、当局より、「医療費適正化計画を最終目標にして、年次ごとに目標を持って取り組

むよう、受診率向上に向け、市町村に働きかけながら県民意識の啓発を図りたい」との答弁がありました。

県や市町村の財政が厳しい中、老人医療費等の伸びが懸念されております。当委員会といたしましては、医療費の伸び抑制の観点から、特定健診の受診率向上や健康づくりについて、県民へのさらなる積極的な啓発や市町村等への働きかけなど、取り組みを強化していただくことを強く要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員 〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外15件の計16件であります。

慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について御報告申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の一般会計補正予算は、執行残等に伴う5億3,700万円余の減額補正及び国の第2次補正予算の成立を受けて、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金及び宮崎県ふるさと雇用再生特別基金を造成するため、83億円の追加の増額補正となっております。

また、特別会計においては、事業費の確定等に伴い、5億4,600万円余の減額補正となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた商工観光労働部全体の補正後の予算額

は、523億7,700万円余となります。

このうち、中小商業活性化事業費について、委員より、「この経費は中小商業の活性化を図るための、魅力ある商店や商店街づくりの推進に要する経費とあるが、商店街が疲弊して厳しい状況であるのに、2,800万円余の予算のうち1,100万円余も減額しているのはなぜか」との質疑がありました。

このことに対して、当局より、「この事業は補助事業等で、商店街の自己負担が必要であるが、その負担の捻出すら厳しい状況にあり、市町村にも応分の負担を要請してきた」との答弁があり、委員よりさらに、「事業を行うに当たっては、商店街の自己負担の軽減を検討し、利用促進を図るなど、年度途中においても検証を行い、事業の目的が達成されるために努めてほしい」との要望がありました。

次に、県土整備部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、災害復旧事業や国庫補助事業の事業費の確定に伴うもの等で、大きな災害が発生しなかったこともあり、一般会計で76億3,600万円余の減額補正、特別会計で2億1,800万円余の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた県土整備部全体の補正後の予算額は、850億1,900万円余となります。

次に、議案第57号「宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例」についてであります。

これは、宮崎県信用保証協会において代位弁済をした際の損失の一部を県が補償した場合に発生する求償権について、知事が求償権放棄を承認できるとするものであります。

このことについて委員より、「中小企業の企

業再生を速やかに行い、雇用を守るなど、中小企業が破綻に追い込まれないようにするために必要な条例であるが、一方、求償権の放棄は県民の財産の放棄でもあるので、承認を行うに当たっては、慎重な運用をお願いしたい」との要望がありました。

次に、セーフティネット貸付についてであります。

このことについて委員より、今後の推進対策について質疑があり、当局より、「利用促進を図るため、金融機関、宮崎県信用保証協会と意見交換会を行ったところであり、年度末の資金需要に対応するため、3月は、主な金融機関、宮崎県信用保証協会において土曜日も窓口を開くとともに、県も相談窓口を土曜日・日曜日も開設する」との答弁がありました。

また、知事におかれましては、先週土曜日に、金融機関、宮崎県信用保証協会に対して再度、中小企業への融資推進のためのお願いを行ったと聞いております。

当委員会といたしましては、苦境にある中小企業が救われるように、今後も適切な配慮を要望するものであります。

最後に、WBC（ワールド・ベースボール・クラシック）日本代表候補の合宿についてであります。

このことについて委員より、「職員を初め関係者の皆様の御努力は多とするが、球場の観客収容人数に対し、駐車場の絶対数が不足していることなどから、周辺道路で渋滞が発生するなど、混乱も見られたところであり、今後の大会等の円滑な開催のため、関係機関と連携して取り組んでほしい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外7件であります。

慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定及び執行残に伴うものとして、一般会計で25億1,500万円余の減額補正、特別会計で1億2,400万円余の減額補正となっております。

また、経済・雇用緊急対策に関連した国の第2次補正予算に伴う追加補正として、一般会計で4億7,400万円余の増額補正となっております。

この結果、補正後の一般会計予算は224億4,300万円余、特別会計予算額は5億3,000万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の予算額は、229億7,400万円余となります。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定及び執行残に伴うものとして、一般会計で61億1,300万円余の減額補正、特別会計で7,600万円余の減額補正となっております。

また、経済・雇用緊急対策に関連した国の第2次補正予算に伴う追加補正として、一般会計で1,700万円余の増額補正となっております。

この結果、補正後の一般会計予算額は368億9,700万円余、特別会計予算額は4億6,900万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の予算額は、373億6,700万円余となります。

このうち、「宮崎県内水面振興センター経営基盤強化事業」についてであります。

これは、財団法人宮崎県内水面振興センターの経営安定強化を図るため貸し付けている短期運転資金について、シラスウナギの豊漁等により十分な資金が確保されたことから、貸付金の執行残1億2,000万円を減額するものであります。

このことについて、委員より、「豊漁ということであるが、偽装表示の問題など養鰻業界を取り巻く環境は大変厳しい状況である。本県は内水面振興センターにより入り口でかなり介入していることから、的確な将来見通しなど情報交換の場を持つべきではないか」との質疑に対し、当局より、「内水面振興センターの機能として需給調整があると認識している。内水面振興センターの役割を検証しながら、できるだけ養鰻業者に対してもサポートできるような公益機能を備えることが今後とも必要と考える」との答弁がありました。

最後に、エコクリーンプラザみやざき問題についてであります。

このことについて当局より、外部調査委員会の最終報告以降における浸出水調整池の補強工事や費用負担に関する協議、法的解決に向けた取り組みの状況等について説明があり、複数の委員より多くの意見が出されました。主な意見といたしましては、次のとおりであります。

まず、工事の円滑な実施を支援するため、県において技術支援会議を設置したことに関し

て、「十分な技術力を有する業者により施工監理が行われるので、必要ないのではないか。仮に問題が起きた際、責任の所在があいまいになるおそれがあるので、十分留意すべきである」。

また、公社に対する県の監督権限に関して、「宮崎市の施設設置許可権者としての指導監督権限との整合性を明確にする必要があるが、県としては今後、公社が適正に業務を行うよう十分指導監督していただきたい」。

さらに、環境整備公社の理事会に関して、「これまで県から理事長、副理事長を出しており、県民や地域住民からは、県が責任を持って役員を出しているという理解されている部分がある。市町村主体の構成に見直すという意見もあるが、県の姿勢を明確に示してほしい」。

一方、一般廃棄物処理の観点から、「県内の他の市町村においては、一部事務組合などで一般廃棄物を処理している。公社の設立時点から県が関与しているという経緯はあるとしても、すべてが整理できた時点においては、県が手を引いて市町村の運営にゆだねるべきではないか」

以上、エコクリーンプラザみやざきについては、浸出水調整池の補強工事が着工され、機能回復へ第一歩を踏み出したところですが、解決すべき課題は山積しており、県当局におかれましては、当事者として責任を持ってこの問題の一日も早い解決に向け、全力で取り組んでいただくよう強く要望いたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告い

たします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外2件であります。

慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で34億1,300万円余の減額補正であり、その主な内容は、職員の人件費の執行残及び埋蔵文化財発掘調査の受託額の確定等に伴うものであります。この結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は、1,127億2,600万円余となります。

このうち、教職員の人件費についてであります。

このことについて委員より、「教育委員会においては、教職員数が1万人を超えることから、人件費の積算は容易ではないと思われるが、財政状況が厳しさを増す中、効率的な予算編成を行うためにも、できる限り正確な積算により予算計上を行うよう努力していただきたい」との意見がありました。

次に、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で10億3,400万円余の減額補正であり、その主な内容は、職員の人件費の執行残及び入札における執行残等に伴うものであります。この結果、補正後の一般会計予算額は283億800万円余となります。

次に、平成21年宮崎県警察運営方針及び運営重点についてであります。

このうちの街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安



全活動の推進について、当局より、「県民の体感治安の向上を図ることが重要であることから、地域の犯罪実態に対する的確な分析に基づく警戒活動などの展開や、地域住民による防犯ボランティア活動への支援に努めていく」との説明がありました。

このことについて委員より、「駅周辺の環境や治安がよくなったとの声も聞かれるなど、地域における警ら活動が強化されてきていると感じる機会も多く、警察の取り組みの成果が見受けられる。引き続き、安全で安心な暮らしの確保に向けて、警ら活動等の地域安全活動の推進に努めていただきたい」との要望がありました。

また、少年の健全育成と非行防止について、委員より、「少年犯罪の背景には、特に家庭環境や親のあり方が深く関係していると考えられるが、教育現場とも連携を図り、あらゆる機会をとらえて、親に対して助言等を行うことが重要ではないか」との意見があり、これに対し当局より、「少年事件については、家庭環境や親の監護能力等も十分に踏まえ対応している。家庭環境の問題については、学校・警察相互連絡制度や非行防止教室等を活用し、学校との情報の共有や親への指導・助言を行っている。また、検挙・補導した少年の親に対しても教育的な指導を行っている」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

なお、討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論についての通告がありますので、これを許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

提出されました議案につきまして、議案第42号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」及び議案第58号、第61号、第62号について、反対の立場から討論いたします。

まず、議案第42号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」についてです。

今回の補正予算は、歳入歳出予算からそれぞれ193億449万8,000円を減額し、一般会計の総額を5,533億7,082万6,000円とするものです。

今回の補正では、国庫補助の決定に伴うもの、執行残に伴うものとして、款別には総務費と諸支出金を除き、すべてにおいて減額補正がなされています。しかし、中でも県民の健康や暮らしにかかわる福祉関連予算の削減は問題だと思います。

民生費においては、17億5,400万円余の減額のうち、国民健康保険助成費が6億6,500万円余、生活保護扶助費が1億3,200万円余、介護保険対策費3億7,500万円余の減額です。衛生費においても、7億3,400万円余の減額のうち、看護師等確保対策費868万2,000円、救急医療対策費4,900万円余の減額などとなっています。他の分野でも、国庫補助決定に伴う減額が多く見られますが、安に申請がなかった、見込みを下回ったなどとする減額はそういう部分もあるでしょうが、日常的に県民生活の状況を的確に把握できるように、市町村とも連携を密にして、県民の福祉・健康の増進、また、暮らしの向上に寄与できるように予算執行を行うことが大事だと思います。

ます。

一方、総務費で財政調整積立金に60億円が積み増しされていますが、100年に一度と言われるほどの厳しい雇用・経済危機のもと、窮地に立たされている県民生活の実態を重視して、もっと県民要求にこたえ、必要な対策に充てるべきだと思います。

以上、幾つかの問題点を指摘し、今回の減額の補正予算を認めないとするものです。

次に、議案第58号「市町の廃置分合について」です。

同議案は、野尻町を小林市に編入・合併するというものですが、今回の合併に当たっての問題は、果たして住民の意思で決定されたものなのか、住民の意思が十分に反映されているのかということです。今、第29次地方制度審議会では、「さらなる市町村合併は進めるべきではない」という議論が噴出しています。これまでの合併が、十分な検証のないまま、道州制を前提に合併先にありきで進められてきた結果、地域社会のさまざまな不安定化が表面化しているからではないでしょうか。現に県内でも、既に合併した自治体では、役場が遠くなって不便、旧役場周辺が寂れたなど、住民サービスの低下や地域経済の疲弊などの声が出されています。住民にとって、行政の顔が見え、物が言える関係を保つことが住民自治の原則ではないでしょうか。

今回の合併を判断するに当たっては、いずれの自治体も住民の意思を明確に把握するためのアンケート調査や住民投票すら行っていないという状況の中では、住民の意思は十分に反映されていないと言わざるを得ません。よって、今回、野尻町を廃し、その区域を小林市に編入する同議案を認める立場にないことを表明

するものです。

次に、議案第61号「公の施設の指定管理者の指定について」です。

同議案は、宮崎及び高岡土木事務所管内の県営住宅36団地について、県営住宅の管理を引き続き社団法人宮崎県宅地建物取引業協会にゆだね、7つの不動産業者がその業務に当たるというものです。しかし、これまでの3年間、果たして住民福祉に寄与する公営住宅としての目的や機能を損なうことなく維持管理が行われてきたでしょうか。住宅管理については、対応の悪さや遅いことへの苦情を耳にします。もとの制度に戻してほしいなども聞きます。今回の指定管理者の更新に当たって、どれほど入居者の声が反映されているか。指定管理者制度への評価がどうなのか。その把握は十分なのでしょうか。

現在、指定管理者制度が、財政構造改革の一環としてあらゆる部署で進められていますが、特に県営住宅は、他の施設の維持管理と違って効率性だけを追求できない側面があります。公営住宅法は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするとうたっています。公が直接責任を持って管理に当たるということは、住居の確保とともに個人のプライバシーを守る責務を負う重要な役割があるわけです。とりわけ、家賃の徴収・督促業務に関して、個人情報などの扱いがどうなのか、十分な対策が図られるのか、こうした点を担保する保証がないことが、現在、各市町村に至っては実施されないゆえんではないでしょうか。

以上、幾つか問題点を述べましたが、県営住

宅に関しては、指定管理者制度はふさわしくないと考えます。今回の指定管理者の更新は見直し、中止することを求めるものです。

最後に、議案第62号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」です。同議案は、既に議決した地方道路交付金事業における市町村負担の徴収割合の引き下げを行うというものです。負担金割合を引き下げるということ自体に異論はありませんが、本来、市町村から負担金を徴収すべきでないと考えておりますので、本議案についても反対をするものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第42号、第58号、第61号及び第62号  
採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議案第42号、第58号、第61号及び第62号について、一括お諮りをいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、いずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、各号議案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第43号から第57号まで、第59号、  
第60号、第63号から第71号まで採決

○坂口博美議長 次に、議案第43号から第57号まで、第59号、第60号、第63号から第71号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

あすからの日程をお知らせします。

あす10日から17日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、18日午前10時開会、平成21年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査結果報告等であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時41分散会

3月18日（水）

# 平成 21 年 3 月 18 日 (水曜日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 冨師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 33 番 井本英雄 (自由民主党)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 野辺修光 (同)
- 36 番 萩原耕三 (同)
- 37 番 黒木覚市 (同)
- 38 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 47 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 48 番 中村幸一 (同)
- 49 番 蓬原正三 (同)

- 50 番 米良政美 (自由民主党)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 欠席議員 (1 名)
- 53 番 星原透 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>知事 東国原英夫</li> <li>副知事 河野俊嗣</li> <li>県民政策部長 丸山文民</li> <li>総務部長 山下健次</li> <li>福祉保健部長 宮本尊一</li> <li>環境森林部長 高柳憲一</li> <li>商工観光労働部長 高山幹男</li> <li>農政水産部長 後藤仁俊</li> <li>県土整備部長 山田康夫</li> <li>会計管理者 長友秀隆</li> <li>企業局長 日高幸平</li> <li>病院局長 甲斐景早</li> <li>財政課長 西野博之</li> <li>教育委員長 大重都志</li> <li>教育長 渡辺義人</li> <li>公安委員 大浦克博</li> <li>警察本部長 相浦勇二</li> <li>人事委員長 黒木奉武</li> <li>代表監査委員 城倉恒雄</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>石野田幸藏</li> <li>弓削孝幸</li> <li>田原新一</li> <li>富永博章</li> <li>桑山秀彦</li> <li>孫田英美</li> <li>日高賢治</li> <li>湯地正仁</li> <li>山中康二</li> <li>隈元淳二</li> </ul> |
|--|---|

事務局職員出席者

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局長</li> <li>事務局次長</li> <li>総務課長</li> <li>議事課長</li> <li>政策調査課長</li> <li>議事課長補佐</li> <li>議事担当主幹</li> <li>議事課主査</li> <li>議事課主査</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>石野田幸藏</li> <li>弓削孝幸</li> <li>田原新一</li> <li>富永博章</li> <li>桑山秀彦</li> <li>孫田英美</li> <li>日高賢治</li> <li>湯地正仁</li> <li>山中康二</li> <li>隈元淳二</li> </ul> |
|---|---|

---

◎ 議席の一部変更

○坂口博美議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおりといたします。

---

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第41号まで及び第72号並びに請願）

○坂口博美議長 本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査及び審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第41号まで及び第72号の各号議案並びに請願第16号から第18号まで、及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成21年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成21年度一般会計の予

算規模は5,625億3,800万円で、平成20年度予算に対して34億5,200万円、0.6%の増となっております。これは8年ぶりの対前年度比プラスであり、公債費、貸付金、補助費等の増等によるものであります。また、特別会計及び公営企業会計については、それぞれ5.0%、3.8%の減となっております。当初予算の特徴としましては、厳しい社会経済情勢のもとにあっても、県民に温かいサービスを提供するとともに、未来への確かな礎を築くため、財政改革を推進しつつ、重要施策に積極的に取り組む「未来へつむぐ 新みやざき展開予算」として編成されております。

歳入面を見てみますと、まず、自主財源比率については、県税の減少に加え、基金からの繰入金が増加したこと、前年度比で1.6ポイント減少して37%となっております。また、依存財源については、地方交付税の割合が前年度比で3.3ポイントの減となる一方、その代替財源である臨時財政対策債が大幅に増加したことにより、県債の割合が3.8ポイントの増となっております。

なお、県債については、平成21年度末の残高が9,229億円で、今年度末と比較しても136億円の増となる見込みですが、臨時財政対策債を除いた通常分では6,996億円となり、270億円の減となります。このことについて委員より、「臨時財政対策債については、後年度国が地方交付税に算入して措置することとされているが、本当にそうなるのか不安がある。県としては、できる限り各年度で地方交付税の総枠を確保できるよう、国へ働きかけるべきである」との意見がありました。

一方、歳出面を見てみますと、財政改革の着実な実行が求められる中で、人件費の削減や投

資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し等も行われており、抑制の図られた予算となっております。なお、厳しい財政状況ではありますが、新みやざき創造戦略等に基づく雇用創出・就業支援対策、中山間地域対策、子育て・医療対策、環境エネルギー対策については、重点的に予算措置がなされております。

また、平成21年度の収支不足については、財政改革プログラムの中期財政見通しで示した278億円が、歳入の減などにより337億円程度まで拡大しましたが、さらなる事務事業の見直し等により、240億円程度にまで圧縮されております。

次に、議案第72号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

この補正は、国の生活対策及び生活防衛のための緊急対策に伴う事業の追加に係る経費について措置するものであり、補正額は23億9,900万円余の増額となっております。この結果、前述の平成21年度当初予算を含めた補正後の一般会計の予算額は、5,649億3,700万円余となります。

次に、予算編成過程の透明化についてであります。

このことについては、今年度、当委員会においてしばしば議論され、県外調査においても先進県の事例を調査するなど、常に関心を持っていたところであり、この取り組みについて、委員より、「今回、初めて各部局ごとの要求額と査定額について資料が提示されたが、透明化へ向けた取り組みが一步進んだと高く評価している。今後、さらに透明化を進め、県民に示していくべきだと思うが、どのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「予算編成の透明化に関しては、先進県で取り入れている編成作業のIT化の問題や、編成作業と同

時並行で行わなければならない、職員にとっても対応が厳しいことなどさまざまな課題はあるが、基本的には進めていく方向で検討していきたい」との答弁がありました。

次に、地方自治ルネッサンス事業についてあります。

このことについて委員より、「自治組織の加入率を上げることが安全・安心な地域づくりに欠かせないことから、県においても、県広報等により自治組織への加入を訴えるなど、市町村と協力して取り組んでほしい」との要望がありました。また、別の委員より、「他のモデルケースとなるような自治会づくりなど、市町村と連携して取り組むとともに、公民館活動を所管する教育委員会とも連携して、住民の自治意識を高揚させる努力をお願いしたい」との要望がありました。

次に、中山間地域対策についてであります。

当局より、平成21年度の中山間地域対策の方向性や、中山間地域集落点検モデル事業などの新規事業について説明があり、このことについて委員より、「疲弊する中山間地域に元気を与えるためにも、新規事業を含め、予算をもっと積極的に投入すべきではないか」との質疑がありました。これに対して当局より、「中山間地域の集落が生き生きとしていくための取り組みについては、それぞれの集落で、農業、観光などいろいろな分野に及ぶことから、各部局で所管する事業も投入しながら、県庁全体で支えていきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「今回の中山間地域対策に関する新規事業については、まさに時宜を得た事業だと考えているが、集落の活性化を図る上で一番重要と思われる雇用の確保に結びつくのか疑問も残る。このことは市町村だけの取

り組みでは難しい面もあるので、県としてもモデルケースとなるような集落づくりに努力してほしい」との要望があり、当局より、「今回の事業では、企業、加工グループ等による特産品の開発・販路開拓など地域の雇用につながるものや、伝統や文化を核にした集落づくりなど、多岐にわたる内容を含んでおり、これらが有機的に結びつくことにより、県内外へ発信できるようなモデルケースができると確信している。また、市町村に対しては、中山間盛り上げ隊派遣事業として県職員を派遣することとしており、市町村職員や地域の方々と一体となって課題解決に取り組んでいきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「相談しよう！」多重債務者対策事業についてであります。

多重債務の問題については、自殺の一因となるなど、本県においても深刻な社会問題となっておりますが、この事業は、多重債務者に対応するため、消費生活センターの相談体制や啓発事業の充実・強化を図るものであります。

これに関連して、委員より、「多重債務者をなくすためには、これから社会に出る高校生に対して教育を行うことが重要である。実例を挙げて説明することが対策として最も有効であると考えているが、このことについて教育委員会と連携して取り組む計画はないのか」との質疑があり、「一昨年度、国、県、弁護士会、司法書士会、金融機関等で構成する多重債務者対策協議会を設置しており、その中で効果的な対策はないか議論をしてきた。これまで、各団体がその役割に応じて講演会や啓発パンフレットの配布などを行ってきたが、多重債務者を一人でも減らすために、引き続き教育委員会とも連携していきたい」との答弁がありました。

次に、宮崎国際音楽祭を考える懇談会(仮称)の設置についてであります。

この懇談会については、これまで音楽祭が果たしてきた、本県の芸術文化振興やイメージアップへの貢献度などについて総括するとともに、今後の音楽祭の方向性を検討する必要があることから、設置されるものであります。

このことについて、複数の委員より意見があり、ある委員からは、「日本有数の音楽祭を、財政規模の小さな宮崎県で開催していることに意義があるので、現在の財政状況だけにとらわれずに、十分な議論を尽くすべきである」との意見がある一方、別の委員からは、「財政状況の厳しい中、多額の経費を使っているので、開催の是非を含めて検討すべきである」との意見がありました。また、別の委員からは、「14回を数える音楽祭の歴史を踏まえ、今後の方向性について県立芸術劇場や県の考えを整理し、議論に生かすべきである」との意見もありました。

最後に、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、厚生常任委員会、権藤梅義委員長。

○権藤梅義議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び新規請願1件の計9件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議



案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、議案第1号、第39号及び請願第5号、第11号については賛成多数で、その他の議案、請願については全会一致で決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の平成21年度当初予算についてであります。

今回提案されました一般会計予算は811億1,000万円余で、前年度当初予算に対して2.3%の増となっております。また、母子寡婦福祉資金特別会計については6億3,200万円余であり、前年度に対して5.0%の増となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の予算額は817億4,200万円余で、前年度に対し2.3%の増となっております。

このうち、自殺ゼロプロジェクト推進事業についてであります。

この事業は、20年度策定した宮崎県自殺対策行動計画に基づき、自殺対策に係る普及啓発、人材育成、相談窓口の設置等を行うものであります。

当局より、「21年度は、地域展開を強化するため、保健所単位の推進体制を整えるなど、新しい視点を加えながら自殺対策の充実を図りたい」との説明がありました。このことについて委員より、「自殺率全国上位という現実を踏まえ、市町村を初め、地域連携を図りながらきめ細かな対策を展開してほしい」との要望がありました。

次に、宮崎県高齢者保健福祉計画の変更についてであります。

本計画は、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事

業支援計画」を一体のものとして策定するものであり、本県の高齢者施策の基本方針に位置づけられるものであります。

この計画における在宅介護に対する支援について、委員より、「実際には多くの施設入所待機者がいる現実がある。在宅介護は、家族にとって、介護そのものの負担だけでなく、介護に伴い仕事もできなくなり、生活そのものが苦しくなるなど、施設介護と比べても家族への負担が大きいことを考慮すべきである。介護保険から家族介護に対する手当を支給するなど、真に困っている人を助けるのが行政であり政治である。国の制度の根幹にかかわることでもあるが、宮崎らしい福祉政策を進めてほしい」との要望がありました。

これに対し当局より、「介護保険制度の設計時に、家族介護手当についてかなりの議論があった。介護事業者が十分にいない自治体では、特例として家族介護に介護保険から手当を支給している例もあるが、支給額も少なく、支給対象が広がることで保険財政が厳しくなり、保険料が上がることも懸念される」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備の充実とともに、在宅介護に対する直接的な支援について検討することを要望するものであります。

次に、いきいきはつらつ介護予防普及・定着事業等についてであります。

このことについて委員より、「21年度以降、医療、介護等さまざまな分野にわたり多くの事業の実施を予定している。さきの補正予算において設置されたふるさと雇用再生特別基金等も活用しながら、長野県における保健指導員制度のように、県内市町村にマンパワーを養成し、

さまざまな事業をより効果が上がるようにコーディネートして、市町村とも連携しながら長期的な視点で取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、病院局所管の平成21年度当初予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算の収益的収支は、収益283億2,000万円余、費用287億900万円余であります。収益から費用を差し引いた収支は3億8,800万円余の純損失ですが、前年度当初予算に比べて3億4,300万円余の改善が図られております。

まず、医師確保のための新たな対策事業についてであります。

内訳としましては、医師確保対策としての医師の初任給調整手当等で2億7,700万円、延岡病院の宿日直応援医師の確保に3,200万円、医療秘書の導入、学会出席等の医師研究研修制度分等で約7,000万円、以上、総額3億7,000万円の事業であります。

まず、初任給調整手当については、医師確保を目的に、その給与水準を引き上げるための手当で、従来は各県立病院共通となっております。これを今回はすべての県立病院で引き上げるとともに、特に延岡病院については、医師確保の困難性から、さらなる上乘せとなっております。また、時間外診療の多さが医師確保の障害となっていることから、医師の宿日直の負担軽減のため、応援の非常勤医師を確保するための経費を計上しております。

このことについて委員より、今回の事業における医師確保の効果について質疑があり、当局より、「医療秘書の導入や研究研修制度等、大学側への説明では高い評価をいただいております、医師確保については大きな力になると期待して

いる。また、各病院は指導医の養成にも力を入れており、医療現場でマンパワーとして期待される研修医の確保につながるものと期待している」との答弁がありました。

また、別の委員より、「今回の対策が有効に機能するためには、医師の疲弊の原因となった地域医療体制の整備が必要であることから、地元市町等の取り組みについて質疑があり、当局より、「地元では、初期救急医療体制の整備に向けた取り組みが始まっており、これまで以上の体制を期待している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今回の病院局の医師確保対策を評価するものの、依然として一部の診療科が休診を余儀なくされるなど、医師不足の状況にあることから、県立病院が、地域の中核病院として、高度で良質な医療サービスを提供していくための必要な医師を確保できるよう、医師の勤務環境、労働条件の改善について要望いたします。

次に、県下における公平な医療サービスの提供についてであります。

このことについて、複数の委員より、「県立病院事業会計には、毎年度57億円余の一般会計からの繰り入れが支出され、宮崎、日南、延岡における県立病院は、それぞれ全県レベルまたは地域の中核病院としての役割を果たしている。一方、県西部においては、小林市民病院や都城市郡医師会病院が2次医療を担っており、医療の高度化や施設整備が求められている状況がある。県財政が厳しいから、県西部は地域で頑張ってくれでは、余りにも不公平ではないか」との意見があり、当局より、「地域における整備予定計画の状況を見ながら検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県内における均衡ある医療の充実のため、少なくとも2次医療までは県が責任を持って公平に支援すべきであり、地域における2次医療を担う拠点病院の整備について、何らかの政治的配慮を要望するものであります。

次に、医師の養成・確保対策の充実を求める意見書についてであります。

新医師臨床研修制度の導入により、大学医局の医師派遣機能が低下し、地域の基幹的病院からの医師の引き揚げが相次ぐなど、医師不足はますます深刻化しております。このため、本県においては、医師修学資金の貸与などさまざまな医師確保施策に取り組んでいるところですが、県独自の取り組みには限界があり、国において抜本的対策が待たれるところであります。このため、国に対し、新医師臨床研修制度の見直しに当たり、都市部の研修病院の定員を見直すなど、地方の研修病院が十分な研修医を確保できるよう速やかな措置を講じるとともに、大学医学部の定員増により、必要な医師の養成確保を早期に図ること等について強く要望するものであります。

次に、遠位型ミオパチーの治療薬早期実現に関する意見書についてであります。

遠位型ミオパチーは、20代、30代に多く発症し、手足の先の筋肉から徐々に侵され、やがては寝たきりになる可能性がある進行性の筋疾患であります。100万人に数人の割合で発病すると言われ、いまだに原因不明の部分が多く、治療法も確立されていない難病であります。日本の研究者により治療法開発が進められていますが、現実に治療薬とするまでには、今まで以上の研究推進と新薬の開発、製品化における製薬会社の協力が不可欠であります。

このため、国に対し、遠位型ミオパチーの治療研究費増額により研究推進を図り、難病指定を行うとともに、希少疾病に対する新薬開発推進制度を早急に確立することを要望するものであります。

以上、これら2件の意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査としたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外12件及び新規請願1件の計14件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の平成21年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ451億9,400万円余であり、前年当初予算額に対し8.7%の増額となっております。また、雇用創出に関する事業の追加補正

により、18億7,600万円余の一般会計の増額補正となっており、この結果、商工観光労働部全体の補正後の予算額は470億7,100万円余となります。

このうち、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業及び宮崎県ふるさと雇用再生特別基金事業についてであります。

このことについて委員より、「雇用創出に関する基金については、国の補正予算に基づくもので金額も多額であり、3年後に基金に残額があれば国に返還しなければならないものであるが、各事業がそれぞれしっかりと雇用に結びついているか、適宜把握し検証するような仕組みがあるのか」との質疑がありました。

このことに対して当局より、「宮崎県ふるさと雇用再生特別基金事業については、第三者の労使団体等も含む委員で構成される宮崎県地域基金事業協議会（仮称）において定期的に評価を行いたい。宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業においては、まだ国からの指針がはっきり示されていない部分もある。雇用の確保については、商工観光労働部で全体の調整をしながら取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、これらの雇用創出に関する事業が適切に執行され、少しでも多くの雇用創出につながり、また、定期的にその成果が情報開示されることを要望するものであります。

次に、外郭団体等に対する補助金等についてであります。

このことについて委員より、「外郭団体へ拠出している補助金や委託費について、決して少ない額ではないので、その金額に見合った費用対効果が上がっているかどうか、十分に検証し

てほしい」との要望がありました。

次に、県土整備部所管の平成21年度の当初予算についてであります。

今回提案されました予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせ858億1,400万円余で、前年当初予算額に対し0.8%の減額となっております。

このうち、公共事業の入札制度についてであります。

このことについて、委員より、「公共事業予算が年々減少し、競争が激化している中で、最低制限価格付近の入札が集中し、ほとんどの建設業者が損益分岐点を下回っている状況と聞いており、その中には倒産したケースも見られるが、入札制度の大幅な見直しの考えはあるのか」との質疑があり、当局より、「最低制限価格付近に入札が集中している状況については、品質確保の面からも懸念を持っており、現在、国は低入札基準調査価格の引き上げを検討しているので、この動向を見た上で対応を考えている。建設関連の委託業務についてもあわせて検討したい」との答弁がありました。

さらに、委員より、「経済対策に伴う公共事業においても、受注して利益が出ないと、地元の商店街などの地域の活性化にならない。雇用対策をしても、一方で失業者がふえてしまうような深刻な状況となるので、宮崎県として国の動向に関係なく取り組んでほしい」との強い要望がありました。

次に、公共事業支援統合情報システム事業についてであります。

このことについて委員より、「システムの開発業者と維持管理の契約を行っているが、入札制度の変更等に伴うシステム改修についても開発業者と随意契約となっているので、今後のシ

ステム改修については、競争入札が導入できないか、それができない場合は契約額が適正であるかを十分精査してほしい」との要望がありました。

次に、道路や河川の環境整備についてであります。

このことについて委員より、「道路や河川の環境整備の予算については昨年と同程度であるが、景観の美化というものが観光立県としての本県には不可欠であるので、沿道等の美化には気を配っていただきたい」との要望がありました。

次に、議案第27号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、宮崎県建設技術センターについて、指定管理者制度を導入することができる施設として定めるものであり、平成21年度において指定管理者を選定し、平成22年4月より制度導入の予定となっております。

このことについて委員より、「現在の業務のうち、土木材料試験などは県直営として残すことになっており、指定管理部分と県直営部分が混在することになっているが、宮崎県建設技術センターをより魅力的なものとするためにも、指定管理者の自主性が発揮されるような形で制度を導入していただきたい」との要望がありました。

次に、「「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書」の提出についてであります。

現在、地域のさまざまな課題を解決するため、NPO、協同組合、ボランティア団体などによって、地域に密着した公益性の高い活動が展開されております。その一つの形態であります協同労働の協同組合は、参加する人が協同で

出資し、協同で経営し、協同で働くという形であり、全国で約3万人がこの理念の働き方を実践していると言われております。しかし、この協同労働の協同組合には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができないなどの問題があります。このようなことから、国に対して、速やかに法制化するように強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の平成21年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算は、一般会計で221億9,400万円余、特別会計で5億8,300万円

余となっております。また、国の第2次補正予算に伴い、一般会計で3億300万円余の増額補正となっており、補正後の一般会計予算額は224億9,700万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の平成21年度の予算額は、対前年比95%の230億8,000万円余となっております。

このうち、ストップ温暖化レジ袋ゼロ作戦事業についてであります。

これは、レジ袋の有料化により使用を抑制し、さらに、軽減された経費の一部を森林づくりに生かすことにより、二酸化炭素の排出量の削減等を図るものであります。

このことについて、委員より、「県内においてレジ袋を製造している企業はあるのか。また、事業者への影響はどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「県内では1事業者である。影響がないとは言えないが、実施に当たっては、その事業者とも話し合い周知していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、温暖化対策は積極的に推進すべきものと考えますが、事業者への影響も懸念されることから、事業の実施に当たっては、雇用の確保等に十分配慮の上、取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、農政水産部所管の平成21年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算は、一般会計で405億9,700万円余、特別会計で5億8,000万円余となっております。また、国の第2次補正予算に伴い、一般会計で600万円余の増額補正となっており、補正後の一般会計予算額は406億400万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の平成21年度の予算額は、対前年比95.8%の411億8,400万円余

となっております。

このうち、水産試験場費についてであります。

このことについて、委員より、「水産試験場の改修など、機能充実のための予算は要求していないのか」との質疑があり、当局より、「財政が非常に厳しい状況である。また、水産試験場は老朽化が進んでいることから、来年度は、早急に対応が必要な耐震補強について実施することとしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、漁業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、水産業における問題解決のための応用研究を行う水産試験場の果たす役割はますます大きくなっていくことから、施設や試験研究機器の整備など、水産試験場の機能充実を図っていただくよう要望いたします。

次に、公共工物品質確保強化事業についてであります。

このことについて、当委員会の質疑において明らかとなった事項は次のとおりであります。

農政水産部の平成20年度における品質確保のための施工監視チームへの監視依頼は、そのほとんどが低入札による品質低下の懸念からなされたものであります。また、そのうち、実際に監視が行われたのは2月末現在で88%であり、1つの現場における監視は2人1組で1日実施されているのみであります。さらに、総合評価落札方式に関して、導入により逆転しているケースが見られるものの、総体的には落札率は上昇していない状況であります。

昨今の急激な景気悪化、公共事業の減少による競争の激化など、県内建設業の置かれている環境は厳しさを増しております。そのような中で、官製談合事件に端を発する入札制度改革の

実施により、談合は排除されるものの、一方では、競争激化による品質低下の懸念や、低価格での落札による建設業者の経営悪化など、さまざまな問題が指摘されているにもかかわらず、十分に対応ができていない状況であります。

当委員会といたしましては、本県における入札制度改革の取り組みはまだ不十分と言わざるを得ず、また、本県建設業の厳しい経営の現状を考えると、一刻の猶予もない状況であることから、公共三部におかれましては、公共工事の十分な品質確保に向けた体制づくりを初め、入札制度について早急な見直しを行うよう強く要望をいたします。

次に、これからの農業大学校のあり方についてであります。

当局より、生徒数の減少や就農形態の多様化など、農業大学校をめぐる情勢が大きく変化していることから、農業を職業として魅力あるものとなるよう学科を見直すとともに、専修学校化を図り、4年制大学への編入を可能とするなど、農業大学校の今後のあり方について説明がありました。

このことについて、委員より、「専修学校化により学問的な部分に偏り、実践的な農業者の育成につながらないのではないか」との質疑があり、当局より、「農業大学校として、実践教育という位置づけをより一層明確にし、就農へ向けての一貫したキャリアカルテの作成などにより、確実な就農へつなげていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、農業大学校の見直しに当たっては、次世代の農業者をつくるという本来の目的を十分念頭に置き、取り組んでいただくとともに、ニーズに即した就農への仕

組みづくりや就農への支援の充実を図っていただくよう要望いたします。

次に、経済・雇用対策についてであります。

県内の経済や雇用情勢の悪化を踏まえ、先日、27億円の地域活性化・生活対策基金造成のための予算が可決されたところであります。

当委員会といたしましては、環境森林部及び農政水産部におかれましては、農林水産業の分野においてこの基金が活用できるものがないか十分検討いただき、活用できるものについては積極的に活用を図っていただくよう要望をいたします。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、議案第24号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会所管の平成21年度予算についてであります。

今回提案されました予算の規模は、一般会計

と特別会計を合わせて1,150億1,800万円余であり、前年度当初予算に対して0.9%の減となっております。また、国の第2次補正に係る補正は、一般会計で1億1,300万円余の増額補正であり、その結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,151億3,200万円余となります。

このうち、明日の産業を担う専門高校スペシャリスト育成支援事業についてであります。

この事業は、専門高校において、農業、工業、商業等の各教科の特性を生かし、新商品・加工食品の開発などに取り組み、専門力や技術・技能の向上を図るものであります。

このことについて委員より、「新商品や加工食品の開発等を通して農水産物に付加価値をつけることは、ひいては農水産業従事者の所得向上につながることも期待されるため、今後も積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、育英資金貸与事業についてであります。

このことについて、委員より、返還金の未済状況についての質疑があり、当局より、「平成19年度においては、未済率が28.4%、未済人数は568名である」との答弁がありました。これに対して委員より、「生活に困窮されている方々もおり、返還金の徴収が困難な場合も多いと思うが、返還能力があるにもかかわらず返還をしない方には、積極的な督促や追跡調査を行うなど、未済率の圧縮に向けてより一層の取り組みを行っていただきたい」との要望がありました。また、別の委員より、「返還された資金は、再び育英資金の貴重な財源として活用されることや、借りたものは返すという意識を再度自覚させるよう、あわせて指導していただきたい

い」との要望がありました。

次に、学校に対して理不尽な要求を繰り返す保護者、いわゆるモンスターペアレントについてであります。

このことについて、委員より、「理不尽な要求等による精神的ストレスから、学校をやめざるを得なかった事例もある。このようなモンスターペアレントにより被害を受けたという実態については把握しているのか」との質疑があり、当局より、「精神性疾患で休職されている教職員については、その要因はさまざまであり、御指摘のような事案に起因する休職者と特定することは困難である」との答弁がありました。これに対して委員より、「モンスターペアレントに関するさまざまな問題に適切に対応するためにも、今後、具体的な事例等の把握に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、公安委員会所管の平成21年度予算についてであります。

今回提案されました予算の規模は、一般会計293億6,200万円余であり、前年度当初予算額に対し0.2%の増となっております。また、国の第2次補正に係る補正は、一般会計で5,900万円余の増額補正であります。その結果、補正後の一般会計予算額は294億2,100万円余となります。

このうち、安全・安心パトロール事業についてであります。

このことについて、委員より、「本事業は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業であるが、失業者の新規雇用に努めるための指導等を行っていくのか」との質疑があり、当局より、「緊急雇用創出事業実施要領の中で、失業者の新規雇用の割合をおおむね4分の3以上とすることと定められており、雇用の確保に努



めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今回の事業が、基金の趣旨にかんがみ、確実に雇用の確保・拡大につながるよう実施されることを要望いたします。

次に、議案第25号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

このうち、75歳以上の免許更新時の検査及び講習手数料について、当局より、「道路交通法の改正に伴い、本年6月1日から認知機能検査が導入されることにより新設されたものである」との説明がありました。

このことに関連して、委員より、「認知機能検査の結果によっては、警察が免許証の更新を辞退するように進言するのか」との質疑があり、当局より、「認知症であるのかの判断は、最終的には医師が行い、認知症と診断された方は免許証は取り消されることになる。この検査は、認知機能が低下している方に対して、そのことを自覚していただく機会ともなり、今後の運転において注意を促すという点から、交通事故の未然防止にもつながるものと考えている」との答弁がありました。

次に、企業局所管の平成21年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。が、収益的収支は、事業収益51億1,100万円余、事業費45億8,100万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は5億3,000万円余であります。

次に、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益3億2,300万円余、事業費2億9,300万円余で、収支残は3,000万円余であります。

次に、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益2,500万円余、事業費2,400万円余で、収支残は120万円余であります。

このうち、緑のダム造成事業についてであります。

このことについて、委員より、「水源涵養機能を高める目的のほかに、有害鳥獣による農作物への被害防止という観点から、果実のなる樹種の植栽についても検討してみてもどうか」との意見があり、一方、別の委員より、「植栽ではなく、自然の力による森林再生についても考えてみるかどうか」との意見がありました。これに対して当局より、「現在、地元の森林組合等の意見も聞きながら針広混交林の造成を行っている。今後も、専門家の意見も参考にしながら、植栽する樹種等についてさらに検討を進めていきたい」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

なお、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、これを許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 提出議案に対する討論を行います。

まず、議案第1号「平成21年度一般会計予算」、第23号「都市公園条例の一部を改正する条例」、第24号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び第34号から第36号、第39号について、反対の立場から主なものについて討論をいたします。

議案第1号「平成21年度一般会計予算」についてです。

本年度の一般会計予算は、総額5,625億3,800万円、県債発行額は905億1,600万円が見込まれ、県債残高は9,229億円に達する見込みです。公債費は5.4%増の930億1,600万円と、財政状況は依然として厳しい状況に置かれています。また、地方交付税の代替財源として後年度に交付税措置するとされる臨時財政対策債は、474億2,100万円にも上りますが、地方交付税は、前年度比9.2%減の170億2,800万円も減らされています。こうした中で、重要な自主財源である県税収入の87億2,000万円もの大幅な減収は、県財政を一層厳しいものにしてしています。こうした中で、今、何より国に言うべきは、地方交付税の削減をやめ、もとに戻すよう要求し、国の財政運営のあり方を正すことだと思います。

国会の予算審議も真ただ中ですが、社会保障費抑制路線は続けられ、消費税増税計画は明確に示されています。今後ますます国民の暮らしは厳しさを増そうとしています。県行政がどれだけこうした国の悪政の防波堤の役割を果たしていくのか、地方自治体本来のあり方が大きく問われています。

本年度予算の中には、子育て支援の乳幼児医療費助成事業や、不況の中でのセーフティネット貸付枠拡大など、評価できる点もあります。

しかし、問題点もあります。

それは、第1に、福祉医療の問題です。後期高齢者医療費負担金126億7,500万円、また、同制度安定化基金事業に5億2,000万円が計上されていることです。お年寄りを年齢で区別し、高い保険料と差別医療を押し付けている後期高齢者医療制度は直ちに廃止すべきです。

第2に、商工費で、企業立地基盤整備等対策費に45億4,600万円が計上され、新規事業の広域拠点工業団地整備促進事業に32億円が充てられ、企業にすぐ提供できる大規模な工業団地が不足しているとして、その促進を図るとしています。しかし、利用促進が図られない広大な高原のフリーウェイ工業団地にも、企業誘致促進事業として13億3,600万円が計上されています。さらに、企業立地フォローアップ促進対策として、企業立地補助金が8億3,700万円計上されています。一方、中小企業活性化事業費などは2,292万円と、昨年度よりさらに減額されています。余りにも誘致企業対策に偏った予算ではないでしょうか。企業誘致を図るために自治体間で優遇措置を競い合うやり方は、自治体本来の姿ではありません。今、県内の少くない誘致企業が、無慈悲、無法な派遣切りを行い、さらに正社員の解雇を行い、工場の縮小・閉鎖を実施しています。しかし、こうした事態を目の当たりにしながら、自治体は何ら対策を打てないという情けない状況です。こうした深刻な事態と事実を認識し、改めるべきは直ちに改めるべきです。

第3に、農業関連では、価格保証や所得補償の予算の充実、また、後継者対策の充実などで農家を直接支援することが、農業の再生・活性化を図る上で重要であり、そのためにも不要不急の農業土木事業の見直しを図ることも必要だ

と思います。

第4に、市町村合併事業費として20億1,400万円が計上され、さまざまな支援策で市町村合併のさらなる推進が図られようとしています。しかし、今や、総務大臣が、これ以上の市町村合併はどうかという状況の中で、見直しが図られて当然、利益誘導での合併促進は改めるべきだと思います。

以上、新年度予算について、財政運営を含め幾つかの問題点を述べましたが、自治体本来の仕事である住民の健康と福祉の増進のためにこそ必要な支出を行い、県民の暮らしを守る予算執行を求めるものです。

次に、議案第24号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

同条例改正は、教育職員免許法の改正により教員免許更新制が導入されたことをもって、教員免許状の更新等の手数料を新設するというものです。10年間で更新を行うとして、一定の期限内に30時間の講習を義務づけ、試験によって振り分ける。最新の知識を得た教職員の資質の向上などが目的とされているようですが、こうした期限を切って教員免許の更新をしていくことが果たして必要なのでしょうか。学校現場で子供たちと向き合い、多忙をきわめる先生方にさらなる負担を負わせかねないのではないかと危惧しています。講習会を開設する大学の問題、また、時間的な制約や経済的な負担などが想定されるからです。既にこれまでも、制度的に5年研修、10年研修などの一定の時間をかけた研修や自主研修、校内研修などを通して教職員の研修は積み重ねられてきました。さらに先生方の力量や人間性を高めるためには、職場での連帯を通して豊かな経験が交流され、教育実

践に活かされることではないでしょうか。そして、子供たちや保護者との信頼関係を築いていくことで学校教育への信頼を勝ち取ることだと思います。安易に教員免許の更新で教育力を高めるといった方策はとるべきではないと思います。

議案第34号から36号については、林道事業や農政水産事業、土木事業の執行に伴う市町村負担金徴収についてです。

本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村の財政を圧迫させないためにも負担金の徴収はすべきではないと考えます。

議案第39号「宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について」です。

今回の高齢者保健福祉計画の変更は、これまでの高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして作成することが義務づけられたことによるものですが、基本的には、高齢者の立場に立って、実態に即し、高齢者のだれもが安心して医療が受けられるものでなければなりません。しかし、政府は、高齢化の進展の中で、毎年社会保障費の2,200億円の削減を行いながら、老人医療費の削減を目的として療養病床の再編成を行い、平成23年度までに介護保険適用の療養病床を全廃し、さらには医療保険適用の療養病床の縮小を図ろうとしています。今回の宮崎県高齢者保健福祉計画は、こうした政府の方針を受けた計画となっています。

本計画案でも、介護療養病床の利用状況は、利用者の要介護度が非常に高く、医療療養病床も医療の必要性の高い入院患者が多く、療養病床はいずれも重度者の受け皿となっている実態が明らかにされ、これからの療養病床再編成が危惧されています。

現在、特養ホーム入居待機者は3,000人が把握されておりますが、施設整備等は十分に進められるのか。また、地域密着型のサービスについての計画も示されていますが、小規模多機能型施設やグループホームといった施設の基盤整備とともに介護現場の人材確保が図られ、十分なサービスが提供されるのかなども危惧される所です。これで果たして、高齢者の命と健康、また、高齢者の介護を担っている家族の暮らしなどを守り支えることができるでしょうか。

介護保険制度は、今、当初の目的からかけ離れ、より家庭や本人への負担が及ぶことになっています。本計画が、もっときめ細かに具体的な数値も示しながら、自治体や事業所任せにしない指導援助が図られるよう、実態に即した計画の充実を求めたいと思います。

時間が参りましたので、以上で終わりますが、最後に、継続となった請願についても今議会で採択を求めるものです。

以上で終わります。〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第1号、第23号、第34号から第36号まで及び第39号まで採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第23号、第34号から第36号まで及び第39号の各号議案を一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、いずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第24号採決

○坂口博美議長 次に、議案第24号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号から第22号まで、第25号から第33号まで、第37号、第38号、第40号、第41号及び第72号採決

○坂口博美議長 次に、議案第2号から第22号まで、第25号から第33号まで、第37号、第38号、第40号、第41号及び第72号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第17号及び第18号採決

○坂口博美議長 次に、請願第17号及び第18号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、両請願は委員長の報告のとおり採択するこ

とに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第5号及び第11号について、一括お諮りいたします。

両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました各請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 特別委員長調査及び審査結果報告

○坂口博美議長 次に、特別委員会の報告を議

題といたします。

ただいまから特別委員長の調査及び審査結果報告を求めます。まず、産業活性化・雇用対策特別委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 産業活性化・雇用対策特別委員会でございます。

当委員会では、本県の産業活性化及び雇用対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

なお、当委員会では、11月定例県議会において、喫緊の課題である「県独自の緊急的な雇用対策」及び「農商工連携を推進するための全庁的な推進体制の整備」について中間報告を行いました。これに対し、執行部におかれましては、知事を先頭にスピード感を持って対応していただき、心から感謝申し上げます。

それでは、報告に入ります。

まず、雇用対策についてであります。御案内のとおり、100年に一度と言われるアメリカ発の金融危機の波が、世界じゅうを巻き込みながら我が国の経済にも押し寄せ、日本を代表するトヨタ自動車やソニーでさえも営業損益が赤字に転落する見通しとなるなど、我が国の景気は急速に悪化しており、雇用情勢は極めて厳しい状況となっております。

このような中、本県における全庁的な雇用対策は、新みやざき創造戦略に基づき推進されており、雇用にかかわる具体的な基本指標として、平成22年度までに新規雇用創出数4年間で1万人を掲げ、その平成19年度の実績は1,640人と発表されています。

しかしながら、本県の重要な産業である建設産業については、公共事業予算の縮減に加え、

入札・契約制度改革に伴い倒産が相次ぎ、これによる失業者が増大しているところであります。

このため、建設業の失業者数について県当局に質疑したところ、「平成19年度の雇用保険の受給者数によると、資格喪失者7,251人、資格取得者5,530人、差し引き1,721人である」との答弁がありました。

このことについて委員より、「雇用保険を掛けている人は数字が出るが、日雇いのほうの数字は出てこない。建設業の失業者は1,721人だけではなく、もっと多くの県民が失業している」との意見がありました。

本県の産業構造は、これまで大きく建設産業に依存してきており、公共事業予算の縮減は、建設業の方はもとより、農家の方などが日雇いという形で農閑期に現金収入を得られる大事な収入源であったことから、本県の基幹産業である農林水産業にも影響を与えている状況であります。新規雇用を創出するために各部局が懸命に取り組んでいることは、理解し評価できるのですが、新規雇用を創出する一方で、それ以上に失業者が増加しているのが実態であり、このままでは、県民が本当に明るい未来を抱きながら生活はできないと考えます。

県においては、平成21年度の重点施策として、雇用・就業支援対策を推進されようとしています。これ以上失業者をふやさずに真にその成果を上げるよう、本県の経済状況や産業構造などを勘案した総合的な雇用対策を早急に展開することが何よりも重要であると考えます。

特に、建設産業を取り巻く環境は厳しく、ピーク時に比べ約6割も減少した公共事業予算の縮減や、急激な入札・契約制度改革により、建設産業の経営悪化や倒産に歯どめがかからない

状態であります。

このようなことから、昨年7月に県議会として、「県内の景気浮揚を図るために入札・契約制度の早期改善を求める決議」を行ったところ、10月には予定価格の事後公表が試行され、本年1月には総合評価落札方式を拡充し、地域企業育成型が創設されました。議会の要望に対し、いち早く対応されたことについては一定の評価ができると思いますが、一番肝心である最低制限価格の見直しがいまだなされていない状況であります。

このことについて委員より、「このままでは建設業者の体力がもたないので、最低制限価格を早急に見直してほしい」「高校で土木や農業土木等の学科に通う若い子供たちが、将来建設業に従事したいという意欲を持てるような社会にしないといけない」など、多くの要望や意見が出されました。また、公共事業予算の縮減に対し、「このまま予算が減少していくと、県のインフラ整備の方向性が見えてこない」との意見もありました。

県においては、長崎県が、建設業の経営改善や雇用確保を目的に最低制限価格を引き上げたように、最低制限価格を90%以上とするなど入札・契約制度を早急に改善するとともに、例えば、5年間は公共事業費の抑制を見直し、その間に建設業の新分野進出を手厚く支援するなど、雇用の受け皿づくりをしっかりと行うよう強く要望します。

さらに、このまま景気悪化の状態が長期化すると、企業の業績不振により雇用情勢が悪化し、消費が鈍って物価が下がるデフレ懸念が強まることから、中小企業融資制度におけるセーフティネット貸付の融資枠をさらに拡大するなど、不景気である今だからこそ、地域でお金が

円滑に回るようなシステムを構築することが重要であると考えます。

次に、本県の産業振興についてであります。

県民の一番の願いである継続的な雇用を創出するためには、当然、その受け皿となる各産業の活性化が大前提であることから、本県の農林水産業や商工業などの内発的な振興策と、企業誘致などによる外発的な振興策をあわせて推進していくことが必要であります。特に企業誘致を促進する上では、高速道路を初めとする交通インフラの整備が重要であります。御承知のとおり、本県の高速道路の整備は、他の都道府県と比べると著しくおくれている状況であります。県においては、企業誘致の促進と地場企業の活性化を図り、安定した雇用を創出するため、東九州自動車道と九州横断自動車道延岡線の日も早い供用開始など、高速交通網整備への取り組みをさらに強化すべきであると考えます。

次に、農商工連携への取り組みについてであります。

中間報告で申し上げたように、当委員会が要望した、副知事をトップとする宮崎県農商工連携推進会議が、実際に本年2月に設立されました。議会の要請にこたえ設置されたこの推進会議が果たす役割は大きく、今後の取り組みが本県の5年先、10年先の産業振興のかぎを握っていると言っても過言ではありません。

当委員会の委員の言葉です。「農林水産物などの1次産業の製品は、買い手相場だから買ったたかかれてしまう。豊作のときは豊作貧乏になる。それを加工して2次産業の製品にすると、今度は売り手相場になり自分で価格が決められる。だから農商工連携が大事なんだ」。まさにこの言葉は農商工連携の本質をつくものであり

ます。

今回、当委員会が提言する農商工連携の取り組みは、本県の豊かな農林水産物を加工・商品化することにより、その価値を2倍、3倍と高め、新たな雇用を創出するなど、生産者を初めとした県民の所得向上を図るためのものであり、県を挙げて取り組むべき施策であります。そのためにも、県がリーダーシップを発揮し、農商工連携を推進する具体的な戦略やビジョンを策定するとともに、例えば、西臼杵支庁や各農林振興局単位にある地方連絡協議会ごとに部会をつくるなど、本庁だけでなく現場の体制もしっかりと構築し、市町村、関係団体、企業、生産者、さらには県民の一人一人まで農商工連携の考えを定着させ、実行されるよう強く要望します。

なお、現在、全国で農商工連携が注目されていますが、これまでも国の主導のもとにさまざまな施策が立案されては消えていきました。今回のこの農商工連携の取り組みが、これまでと同じようかけ声だけで終わらずに、実際に成果を上げるよう大きく期待するところであります。

最後に、雇用創出における各部の連携についてであります。

当委員会では、本県が直面している課題や今後必要な施策について、各部局の共通認識を明確にするために、特別委員会として初めて、雇用と産業振興に関係する5部局を一堂に集め説明を求めるなど、積極的な活動を行いました。

当委員会において委員より、「農商工連携による雇用の創出は、机上の空論でなく、具体策が何なのかということにオール県庁で取り組んでほしい」「本県は、どの政策に集中して予算を配分し、政策効果を上げていくのか、予算執

行のめり張りが不十分である」など、多くの要望や意見が出されました。

県においては、雇用対策や農商工連携など分野横断的な課題に対しては、県民政策部が中心となって施策を展開するとともに、財政当局が選択と集中により重点施策に予算を配分するなど、効率的な取り組みにより政策の成果が十分に発揮されるよう強く要望します。

以上、当委員会の調査内容及び活動について、その概要を御報告申し上げます。

本県はこれまで、地の利に乏しく、自動車産業や電子産業等の企業誘致が進まなかったことから、有効求人倍率が低迷していました。しかしながら、考えようによっては、これまで後継者不足が続いていた農林水産業への関心が高まっていることから、今回の不況を担い手確保の好機ととらえ、本県のポテンシャルを生かした農林水産業や食品関連産業、新エネルギー産業など、地域に根差した産業を育てていくことが重要であると考えます。

今、不況の時代で苦しいときですが、農商工連携や企業誘致という「種」をまくことで、不況を乗り越えたときに雇用の場の創出という「芽」が育ち、5年後、10年後には県民所得の向上という名の「花」を咲かせ、「実」をつける時代が来ると思います。ぜひ知事においては「種をまく人」になっていただき、そして、当委員会が提唱する宮崎県らしい産業と宮崎県らしい雇用が振興・創出されることを切に願っています。当委員会の報告といたします。（拍手）  
〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、食の確保・食の安全対策特別委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手） 食の確保・食の安全対策特別委員会でございます。

当委員会では、食の確保及び食の安全に関する所要の調査活動を行ってまいりました。調査結果につきましては、お手元の報告書のとおりであります。県が取り組むべき事項として幾つか提言を申し上げ、報告とさせていただきます。

まず、1つ目の提言は、県は、食品表示の一元化など消費者にわかりやすい情報を提供すべきであるということであります。

食品表示は、消費者がその食品を購入するかどうかを判断する上で、欠かせない大切な情報であります。JAS法や食品衛生法など多くの法律によって規定され、大変わかりにくいものとなっております。

このような中、当委員会が県外調査で訪問した三重県では、JAS法に基づく食品表示の業務を農政部局から福祉部局に移管し、一元化を図っておりました。三重県が食品表示の一元化を行ったのは、和菓子メーカーによるJAS法の違反事実を保健所が発見できなかったことを契機としたものでありましたが、その原因は、「JAS法を所管する農政部局と食品衛生法を所管する福祉部局との連携が不十分であったという一言に尽きる」ということでありました。一方、本県においては、国の縦割りに応じて、JAS法を農政水産部が、食品衛生法を福祉保健部が所管しております。

三重県では、それぞれの法律に基づく食品表示をすべて一つに盛り込んだ表示の具体例を示したガイドラインも作成しておりました。法律では求めている製造者の電話番号、ファクス、メールアドレスの表示まで踏み込むなど、消費者の立場に立った内容となっております。また、三重県のホームページには、「食の安全・安心ひろば」と題された食の安全に関する



るページがあり、県民がいつでも素早く食の安全に関する最新の情報を入手できるよう配慮されております。しかし、本県のホームページでは、食の安全に関して、どのような情報が、どこにどの程度あるのか明確でない状況であります。

県民に適切な判断をしてもらう必要がある情報を正確にわかりやすく提供することは、地方行政に第一に求められることだと考えます。それが県民の生命や健康にかかわることであればなおさらであります。だからこそ、三重県は、消費者庁の設置をまつまでもなく、縦割り行政の弊害を積極的に排除し、消費者の視点に立ったわかりやすい情報の提供に取り組んでいるのであります。本県でも食品表示に係る問題は発生しております。県は、消費者の視点に立って、食品表示の一元化など、消費者にわかりやすい情報の提供にすぐにも取り組まなければならないと考えます。

2つ目の提言は、農地の有効利用を図るという観点から、県は、農業への垣根を低くする取り組みを進めるべきであるということでありませぬ。

農地法では、農地に関する権利を取得する際の下限面積の要件が原則50アール以上となっておりますが、農地法施行規則には、耕作放棄地が相当程度存在する区域については、知事が公示することにより、この下限面積要件を最低10アールまで下げることができる規定があります。しかし、本県ではこの規定が適用された事例はありません。

一方、当委員会が県外調査で訪問した奈良県大淀町では、この規定を適用して農地を利用しやすくすることで、耕作放棄地の解消や新規就農の促進に成果を上げておりました。これに関

し、県当局は、奈良県のような下限面積要件の緩和を行っていないのは、本県では、50アール以上とする要件そのものが適用されない農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動により対応している例が多いためと説明しましたが、農業経営基盤強化促進法は、認定農業者、いわばプロの農業経営者への農地の利用集積を目的としたものであります。しかし、委員が、認定農業者への農地の利用集積の度合いが、耕作放棄地が増加していく度合いに追いつくのかどうか数値に基づいて説明するよう求めたところ、県当局は、数値に基づいた説明はできないとのことでありました。

県内調査で訪問した西都市においては、認定農業者の農地利用には限界があるように見受けられましたし、みやざき農業実践塾塾生や卒業生の方々との意見交換会では、農地を確保できずに就農をあきらめた方もいらっしやるとのことでありました。あくまでも農地法施行規則の規定は、耕作放棄地が相当程度存在する区域において農地を利用しやすくするための規定なのであります。農業経営基盤強化促進法の対象となるようなプロの農業経営者には至らないまでも、団塊の世代の方々を含めて、農業にチャレンジしたい、触れてみたいという方々の力もかりなければ、特に中山間地域においては耕作放棄地はますます増加するのではないかと考えます。

耕作放棄地の発生率が全国の2倍近い奈良県では、県内39の市町村のうち、大淀町を初め22の市町村において、下限面積要件を10アールまたは20アールまで下げ、趣味的に農業を楽しむ方々の利用も含めて、農地を利用しやすくする取り組みを県と市町村が共同して進めておりました。本県では、移住や二地域居住に関する施

策が推進されておりますが、農地をもっと利用しやすくする施策と連動させれば、その効果も上がるのではないかと考えます。担い手への農地利用集積と競合しない範囲で、県は、農地の権利取得の下限面積要件緩和などについて先導的な役割を果たし、農業への垣根を低くして農地の有効利用を図る取り組みを進めるべきと考えます。

3つ目の提言は、地産地消及び食育の観点から、カロリーベースの県の食料自給率の目標値を設定すべきであるということであります。

我が国の食料自給率として示されている40%という数値は、カロリーベースで計算された食料自給率であります。国は、この40%の食料自給率を、平成27年度に45%へ、将来的には50%へと向上させる目標を掲げております。

一方、地域の食料自給率や地産地消の取り組みの目標を設定し、食育活動において活用するなど、農業生産や食生活について、国民の一人一人が身近な問題として考える契機を提供する、そういう地方公共団体の役割が農業・農村基本計画には明記されております。

昨年の11月定例会一般質問において、当委員会の委員である議員が、本県でも食料自給率の目標を設定すべしと質問いたしました。県当局は、当委員会において、「畜産や野菜などの主産県である本県にとって、カロリーベースの自給率はその生産力が十分に反映されない」と説明し、また、さきの一般質問では、「食料生産の目安として、本県独自の自給率の目標設定について検討していきたい」と答弁いたしました。

しかしながら、先進国の中で最低と言われる我が国の食料自給率を向上させていくためには、生産と消費の両面から取り組むべきである

ことは明らかであります。日本型食生活の実践など、消費のあり方を見直していくことは喫緊の課題なのであります。米を中心とした本県農産物の地産地消を進めるという意味からも、日本型食生活の実践を推進し、県民の健康維持を図るという意味からも、さらには、国が掲げた目標値と整合をとって県民に目標値をわかりやすく示して、食の問題に関する意識を高めてもらうという意味からも、県は国と同じようにカロリーベースの目標値を設定すべきであると考えます。それは、消費者である県民に食を取り巻く問題を認識してもらい、具体的な行動を起こしてもらうための県民の目標値でもあるのです。

当委員会は、報告書において9つの提言を行っております。すなわち、これまで申し上げたもののほか、

一つ、県の食品の監視・検査体制が十分なかどうか、合理的な根拠をもって県民にわかりやすく説明しながら対策を強化していくこと。

一つ、国に対しても、これまで以上に食の安全を確保する対策の強化を求めていくこと。

一つ、畜産県である本県の特性を十分踏まえて、飼料用米の生産やエコフィードの推進など、飼料自給に向けた取り組みを強化すること。

一つ、耕作放棄地の実態を十分把握し、市町村・農業委員会への支援を強化すること。

一つ、今後進められていくであろう国の農地改革については、地域農業との両立を図るよう国に強く求めていくこと。

一つ、農林水産業の振興による食料供給力の確保を図ること。

以上、9つの提言であります。

しかし、これらが縦軸だとすれば、横軸とし

ととらえ直さなければならないのは、消費者という切り口でありました。高度経済成長を初めとする社会経済情勢の変化は、私たち日本人の食生活を大きく変化させました。肉や油を多く消費する欧米型の食生活が好まれるようになり、その結果、米の消費が著しく落ち込み、さまざまな食料が海外から大量に輸入されるようになりました。

その一方で、我が国では、毎年、世界の食料援助量の1.5倍にも当たる約900万トンもの食べ残しが廃棄されていると言われており、また、生活習慣病に悩まされ、医療費が増大するという矛盾を抱えております。しかしながら、我が国が食料の6割を依存している先の海外に目を向ければ、飽食と称される私たちの食生活がいかに脆弱な基盤の上に成り立っているか見えてきます。

昨年は、穀物の輸出規制などが発端となり、世界各地で食料を求めて暴動が発生しました。現在、67億人の世界人口は、40年後には90億人を超えると予測されております。日本の商社が食料の買い付けで外国の商社に買い負けることも多くなったとされ、もはや金さえ出せば食料が手に入るという時代ではないのです。

そして、再び我が国に目を戻すと、耕作放棄地は増加し、担い手不足が深刻化しております。これらの問題の本質がどこにあるのか、私たち一人一人が深く考えてみるべきであると考えます。

そのためには、県は、消費者である県民の立場に立ってわかりやすい情報を提供し、食を取り巻く問題について関心をさらに高め、消費者の意識を啓発し、具体的な行動につながるよう取り組んでいくことが必要なのであります。東国原知事が会長をされているみやぎきの食と農

を考える県民会議では、「いただきます」からはじめよう宣言」が提唱されております。

「いただきます」と手を合わす今の子供たちも、そのずっと先の子供たちも、安全な食べ物を安心して、おいしく、そして満足に食べることができ、「ごちそうさま」という明るく元気な声が家庭や学校から聞こえてくるような未来が待っていますようにとの願いを申し上げ、当委員会の報告といたします。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、環境・新エネルギー対策特別委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、本県の環境及び新エネルギー対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。その活動経過につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

初めに、地球温暖化対策についてであります。

地球温暖化は、自然の生態系を破壊するだけでなく、農業や漁業等にも影響を与え、さらには、気候変動による異常気象が頻発するおそれがあるなど、私たちの生活に多大な被害を生じさせる可能性があります。日本は、地球温暖化の要因と言われております温室効果ガスの世界全体発生量の約4.5%を占め、世界でも有数の排出国となっておりますが、現在も排出量は増加傾向にあり、削減に向けてさらなる取り組みが求められております。

本県の温室効果ガス排出量は、平成17年度時点で、平成2年度と比較し35%減少しておりますが、CO<sub>2</sub>排出量は3%増加しております。また、部門別では、産業部門で減少しておりますが、家庭部門、業務部門、運輸部門では増加しております。CO<sub>2</sub>を初めとする温室効果ガスの

削減には、国内の各分野が一丸となって取り組んでいくことが重要であり、自治体の役割も非常に大きいと考えております。

県においても、積極的かつ継続的な施策の展開が望まれ、森林整備や太陽光発電、バイオマス発電など、本県の自然環境等を生かしたCO<sub>2</sub>削減を推進・研究していく必要があると考えております。

次に、廃棄物処理であります。

私たちは、日常生活において、大量の製品を利用し消費すると同時に、大量の廃棄物を排出しております。また、生産活動を行っていく上でも必ず廃棄物は発生し、活動が活発化すれば、その量や種類も増加します。廃棄物は、土壌汚染や水質汚濁等の原因となり、人体や生活環境等に悪影響を与えるおそれがあることから、適正に処理する必要があり、また、限りある資源の有効利用という観点から、可能な限り再資源化することが求められております。

県では、一般及び産業廃棄物の処理に関して、宮崎県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の排出量やリサイクル量、最終処分量等について目標値を設定しております。産業廃棄物については、現状のペースで推移すれば、処理計画の目標を達成する可能性が高いと思われませんが、一般廃棄物については達成が厳しい状況にあると考えられます。廃棄物の削減及び適正処理には、県民及び事業者の協力が不可欠でありますので、県においては、専門家によるCO<sub>2</sub>削減のための研修会の開催、レジ袋削減目標値を定め、実践を促進する事業等を行っておりますが、このような具体的かつわかりやすい目標を県民や事業者に明示し、実践的な行動を促す施策をこれまで以上に充実して、処理計画の目標を達成していただくことを求めます。

また、県外産業廃棄物の県内搬入については、現在、要綱により規制しておりますが、条例により規制することを検討していただきたいと考えております。

次に、リサイクルであります。

リサイクルは、温室効果ガスの削減、廃棄物の減量化、資源の有効活用など、環境・エネルギー問題の解消に大きく貢献する分野でありますので、その推進は極めて重要です。リサイクルの推進には、国、県、市町村の取り組みはもちろんです。実際にリサイクルを行う企業の果たす役割が非常に大きく、これらの企業が自治体の環境及び廃棄物行政を下支えしていると言えます。

当委員会では、リサイクル事業の現状等について多数の方からお話を伺いましたが、調査を実施した企業の多くが、事業開始から1年から3年ほどしか経っていないこともあり、建設費コスト等、初期投資の回収や利払いが大きく、経営に重くのしかかっており、また、リサイクル製品の安定した供給先の確保に苦心している事例も見受けられました。そのため、事業の立ち上げ段階及び事業開始から経営が安定化する数年間における行政の担う役割は、非常に大きいものがあると感じたところです。

リサイクル事業は、資源の有効活用及びCO<sub>2</sub>排出削減に寄与することはもとより、廃棄物削減の主要な方策でもあるため、それを担う企業が撤退等をする事になれば、廃棄物行政の大幅な見直しを迫られるおそれがあります。

県においては、建設時における支援の充実やリサイクル製品の販路拡大への協力など、経営面の支援を検討していただくとともに、国に対しても、補助制度の拡充及び税制上の優遇等について粘り強く要望していただくことを求めま

す。

次に、新エネルギーについてであります。

新エネルギーは、石油代替エネルギーとして関心が高まっており、CO<sub>2</sub>削減への貢献だけでなく、新産業の創出、エネルギー自給率の向上につながることも期待されております。

まず、バイオマスエネルギーについてであります。

本県は、自然環境に恵まれており、畜産も盛んで、木質資源も豊富にあるため、鶏ふん焼却発電や木質ペレット等のバイオマスエネルギーの導入が進められており、先進的な取り組みも実施されております。今後もバイオマスエネルギーを継続的に推進・拡大していくには、新たなバイオマス資源の発掘と原料の安定確保が大きな課題になると思われまます。

県においては、県内のバイオマス資源の賦存量及び使用可能量を把握し、企業、研究機関及び市町村等へ積極的に情報提供を行うとともに、原料収集システムの構築についても支援していただくことを求めます。

また、バイオエタノールや木質ペレット等については、地元で調達した原料で生産されたエネルギーを地元が中心となり消費していく、エネルギーの地産地消の拡大を図っていただくことを強く要望いたします。

次に、太陽光発電についてであります。

太陽という無限のエネルギー源を利用した太陽光発電は、新エネルギーの代表格であり、現在も、戸建て住宅や企業、公共施設等で発電施設が設置されるとともに、企業や公的機関等で研究開発が活発に行われ、世界規模で技術開発競争が繰り広げられております。

本県は、全国と比較し住宅用太陽光発電の普及率が高く、今後も増加が望まれますが、発電

施設の設置には1台200万円前後の費用が必要であります。また、費用の回収には少なくとも10年程度はかかると言われており、現在の経済環境もかんがみると、今後の普及には公的な支援が不可欠と考えます。

そのような中、国におきましては、本年1月から、1キロワット当たり7万円の補助金を交付しておりますが、それでも割高感は否めないのが現状であります。太陽光発電システムは最も期待されている新エネルギーと言えますが、その技術は発展途上にあることから、実際の効果を検証するためのさまざまなデータが不足していると考えられます。そのため、委員からも、太陽光発電の有効性について懐疑的な意見が出されましたが、確実かつ多様なデータを蓄積し詳細な検証をするためにも、相当の普及が求められると考えております。

今後、太陽光発電を普及させるには、製造コストやエネルギー効率の改善など多くの課題があります。それらを克服し、既存のエネルギーと同程度まで普及が拡大するにはまだ時間を要すると考えられ、その間は、国や自治体を中心となり、普及を推し進める必要があると考えております。

本県は、知事みずから、太陽光発電に代表される新エネルギーの活用によって「太陽と緑の国」を目指すと明言されております。また、平成21年度の重要施策の一つとして、本県の地域特性を生かした環境エネルギー対策を掲げ、太陽光発電施設設置に対する低利融資を実施することとしております。

県においては、県民に対し、この制度の周知を積極的に行い、利用を促すとともに、太陽光発電の理解を深めるための啓発活動にも取り組んでいただきたいと思います。また、既存のエ

エネルギーと比べ経済効率が劣る太陽光発電の普及には、資金面での支援が最も効果的であると考えられますので、県においても、国の補助への上乗せ補助など、さらなる支援の充実を図っていただくことを望みます。

また、現在、昭和シェルソーラー株式会社が本県に太陽光発電パネルの生産工場を立地しておりますが、同社の製品の多くは欧州等の海外へ輸出されており、県内にはほとんど流通していないのが現状であります。県においては、これらの製品を本県の住宅や公共施設等へ設置し、太陽光発電パネルの地産地消を目指していただきたいと考えております。

本県は、豊かな森林、盛んな農畜産業、全国でも有数の日照量などを有しており、さまざまな新エネルギーの実験及び生産の適地と言えます。今後、これらの資源を生かし、本県が新エネルギー開発の先進地になることを強く望んでおります。

以上、当委員会の1年間の調査内容及び活動について、総括して御報告申し上げます。

地球温暖化の要因と言われております温室効果ガスの削減には、世界全体で取り組む必要があります。本県も、排出削減に貢献するために、県内の自然環境等を生かした取り組みを率先的に進め、「環境立県みやぎ」としての責務を果たしていただきたいと考えます。

環境問題及び新エネルギー対策は、一つの画期的な技術が開発されることだけですべてを解決できるものではありません。しかし、太陽光発電を初めとする新エネルギーは、温室効果ガスの大幅な削減、資源の枯渇抑制や有効活用、エネルギー自給率の向上など、環境・エネルギー問題を劇的に改善させる可能性を秘めており、さらには、新産業の創出に結びつく技術で

もあります。

県においては、これまでの環境及び廃棄物に関する対策を強化していただくとともに、新エネルギーに関しては、企業・研究機関等との連携をとりつつ、本県の特性を十分に生かした新エネルギーの開発支援とその普及に努めるとともに、国の事業等を利用した施策の展開も図っていただくことを強く要望いたしまして、当委員会の報告とさせていただきます。（拍手）  
〔降壇〕

○坂口博美議長 特別委員長報告の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

---

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議員定数・選挙区調査特別委員会、緒嶋雅晃委員長。

○緒嶋雅晃議員〔登壇〕（拍手） それでは、委員長報告を申し上げます。

当委員会では、県議会議員の定数及び選挙区に関する所要の調査活動を行ってきたところですが、次の一般選挙における議員定数等に関する結論が出されましたので、その概要と委員会の活動経過等について御報告申し上げます。

昨年度に設置された議員定数・選挙区調査特別委員会では、議員定数等の見直しに関する積極的な検討が行われ、その結果、「次の一般選挙において、総定数を40名以下とする」及び「その選挙区割と各選挙区の定数については、来年度に検討する」との結論が出されました。これらの結論を受けて、今年度も当委員会が設置され、これまで9回の委員会を開催し、本県

議会における議員定数及び選挙区について、県民の皆さんの理解が得られるよう、慎重に検討を行ってきたところであります。

第1回の委員会では、昨年度の特別委員会の協議経過を改めて確認した上で、その結論である「総定数を40名以下とすること」について、当委員会においてもこれを引き継いで協議を進めることを決定いたしました。また、当委員会としての結論を出す時期について、昨年度から協議が行われていること等を踏まえ、「平成20年中に委員会としての結論を出し、平成21年2月定例県議会において、関係する条例の改正案を上程する」との方針を決定いたしました。

次に、第2回及び第3回の委員会では、委員会において検討すべきテーマを設定し、そのそれぞれについて、各委員の見解を示しながら協議を行いました。しかし、見解が集約できていない会派もあったことから、協議を深めることはできませんでした。

第4回の委員会では、おおむね各会派の見解が出そろいました。それまでに出示されていた見解を含めて申し上げます。自由民主党は、総定数は40名か39名、任意合区は行わない。ただし書き規定の適用については結論が出ていない。社会民主党、愛みやざき及び民主党は、3会派とも同じ見解であり、総定数は39名、任意合区を最大限行い、ただし書き規定は適用しない。公明党は、総定数は39名、任意合区は行わず、ただし書き規定は適用しないというものであります。

自由民主党及び公明党が任意合区を行わないとした主な理由は、「公職選挙法では、郡市の区域による選挙区の設定が原則となっていること。公職選挙法では、任意合区が可能なのは、地勢、交通等の事情などの合理的な理由がある

場合となっており、3会派の言う「1人区の解消のため」という理由が、それに当たるか疑問であること。中山間地域の声を吸い上げるためには、身近に県議会議員がいることが大事であり、それを住民も望んでいることから、中山間地域へ配慮する観点からも、そこに1つの選挙区を残すべきであること」などでありました。

この任意合区の実施については、自由民主党が任意合区を行わないとの見解を初めて示したことから、質疑が集中しました。まず、「平成17年度の選挙区特例等特別委員会では、「次の次の選挙では、選挙区及び定数について抜本的に見直す」との委員長報告が行われているが、自民党の見解では、選挙区を抜本的に見直したことはないのでは」という質疑があり、これに対し、「抜本的という意味は、県民が最も関心を寄せる総定数をどこまで減らせるかについてのものであると認識している」との返答がありました。このほか、「この委員会には、民意がきちんと県政に伝わる選挙区をつくり上げることが求められている。それが県議会の改革であり、しっかりとこれまでの議論経過を踏まえ、任意合区も取り入れるべきではないか」との質疑があり、これに対し、「任意合区についても、昨年度からしっかりと検討してきた。「自分の地域の議員は残してほしい」との住民の意見も一つの民意であり、いろいろなことを幅広く検討してきた結果がこの結論である」との返答がありました。

以上のように、意見が対立し協議が進展しないことから、次の委員会において、各会派から各選挙区の定数までを含めた成案を示して、具体的に協議を進めることにいたしました。

そして、第5回目の委員会では、自由民主党から各選挙区の定数までを含めた成案が提示さ

れ、その他の会派からも、これまで提示していた見解をもとにした成案が提示されました。自由民主党の成案は、総定数39名、15選挙区であり、任意合区は1つの例外を除いて行っておらず、ただし書き規定の適用も1つの例外を除いて行っていないものであり、公職選挙法の原則を最大限に尊重したものでありました。任意合区の例外は小林市と西諸県郡についてであり、これは、小林市の定数を1名とした場合にも2名とした場合にも、それぞれ一票の格差が大きくなるなどの問題が生じることなどを考慮し、また、小林市と野尻町の合併の動向も踏まえて、やむなく任意合区を実施したものでありました。また、ただし書き規定の適用については、人口比例定数から、宮崎市を1名減員し、児湯郡を1名増員するものであり、これは、宮崎市が中核市であること等を考慮して1名を減員し、その1名を、一票の格差を低くすることのできる児湯郡へ移動させたものでありました。これにより一票の格差は1.60倍に縮まることとなります。

この自民党の成案に対して、総定数を39名としたことを評価する意見があった反面、任意合区を取り入れなかったことに対する反対意見が多く出されました。また、委員より、自由民主党案に対して、「お互いの主張がこれほど違うのであれば、公聴会などにより、県民の皆さんの御意見を聞いて判断する必要があるのではないか」との質問がなされ、これに対し、「昨年度の市・町村議会議長会との意見交換会において、各地域の代表の意見は伺えたものと認識している。また、県議会がみずからの手で我が身を削る改革を行うことに意味があり、自分たちのことは自分たちで決めるのが基本と考える」との返答がなされました。お互い

く分かれたままであることから、一たん各会派へ成案を持ち帰ることとしましたが、総定数については全会派が39名で一致していることから、総定数を39名とすることを全会一致で決定いたしました。

そして、第6回の委員会では、社会民主党、愛みやざき及び民主党の3会派から、中山間地域へ配慮する観点から、これまでの統一案から西臼杵郡、えびの市、串間市の任意合区を行わないこととした修正案が提示され、また第7回の委員会では、公明党から、「3会派が中山間地域へ配慮した修正案を提示してきたことを評価し、3会派統一案を支持することとした」との報告がありました。しかし、自由民主党からは、「任意合区の実施に裁量を加えることは難しい。法の原則に従い、県内統一ルールで選挙区を設定することが望ましい」との見解が示され、これまでの案に変更はないとの報告がなされました。これにより、成案としては、自由民主党の案、「総定数39名、15選挙区、一票の格差1.60倍」と、社会民主党、愛みやざき、公明党及び民主党の4会派の統一案、「総定数39名、12選挙区、一票の格差1.71倍」の2つとなりました。両案は、総定数を含めたほとんどの部分で一致していますが、宮崎郡、東諸県郡、北諸県郡の任意合区と、ただし書き規定の適用により人口比例定数から宮崎市を1名減員し、児湯郡を1名増員していることのみが異なっております。

続く第8回の委員会でも、両案の相違点等について協議が行われましたが、お互いの意見は平行線をたどったままであり、選挙区割と各選挙区の定数に関しては、これ以上意見の一致が見込めないと判断したことから、やむを得ず、採決により委員会としての結論を出すことを決



定いたしました。採決を行うに当たって、「協議が不十分である」として採決に反対する、函師副委員長、満行委員、河野哲也委員、井上委員が退席しました。出席を要請したものの、かなわなかったことから、自由民主党の委員のみで採決が行われ、選挙区割等については、自由民主党が提示した案を当委員会の結論とすることに決定いたしました。

当委員会の最終的な結論は次のとおりであります。総定数39名の15選挙区で、各選挙区の定数は、宮崎市11名、都城市6名、延岡市5名、児湯郡3名、新・日南市、日向市、及び西諸県郡を含めた小林市が各2名、串間市、西都市・西米良村、えびの市、宮崎郡、北諸県郡、東諸県郡、東臼杵郡、西臼杵郡が各1名となっております。総定数を45名から39名へ削減することにより、現時点では、全国で最も高い13.3%の削減率を実現するものであり、法定上限数からの減員率18.8%も全国で5番目の高さとなります。また、一票の格差1.60倍も全国で3番目に低い格差ということになります。

第9回の委員会では、当委員会に付託された請願第16号について審査を行いました。審査においては、委員から、「当委員会では、総定数39名とすることを、諸派も含め全会一致で既に決定しており、総定数45名の維持を求める当請願を採択することはできないのでは」などの意見が出され、このほかに委員からの意見はなかったことから、採決を行い、当請願は不採択とすることに決定しました。

以上が当委員会の調査及び審査結果の概要であります。

次の県議会議員選挙における議員定数及び選挙区について、昨年度から協議を行ってまいりましたが、議員各位の積極的な協議もあり、他

県に先駆けて、選挙まで2年を残すこの時期に委員会としての結論を出すことができたものと考えます。また、当委員会において、総定数を6名削減し39名とするとの結論を全会一致で決定できたことは、議員みずからが英断を下した結果であると考えており、この全国で最も高い削減率は、県民の皆様からも一定の評価を得られるものと考えております。一部の選挙区割等について委員の意見が一致せず、最終的に採決により結論を出さざるを得なかったことは残念であります。当委員会としては、この結論を踏まえ、地方分権を推進する観点からも、都道府県議会議員の選挙区を、郡市の区域にとらわれることなく、各都道府県の実情に応じて自主的な判断で設定できるように公職選挙法を改正するよう、国に対して強く求めるものであります。

最後に、当委員会の結論に基づき、関係する条例の一部を改正するための条例案を提出いたしておりますが、当委員会の結論が県議会の総意となることを願ひまして、当委員会の報告いたします。以上でございます。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、特別委員長の調査及び審査結果報告は終わりました。

---

## ◎ 質 疑

○坂口博美議長 これより質疑、討論に入ります。

質疑についての発言時間は1人10分以内いたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。浜砂守議員。

○浜砂 守議員 ただいま委員長の報告がございました。あと、討論を予定しておりますの

で、確認だけしておきたいと思います。

今回の議員定数・選挙区調査特別委員会の報告について確認しておきたいと思いますが、先ほどのお話で、本県は全国で一票の格差、最低から3番目ということでもあります。宮崎市から児湯郡に配分された1人でありますけれども、ここが1.71倍、現在、一票の格差の一番高いのが西都市・西米良村区の1.6倍であります。その差は何と0.1倍でありますけれども、この中の審議はどのような審議がなされたのか、お尋ねいたします。

**○緒嶋雅晃議員** このことについては、やはり一票の格差をできるだけ小さくしたい、そういうことになると、今まで宮崎市から西都市あたりには特例で、本当は配当基数から言えば1であったのを2にしておる面もあるんですが、今度はそれを少なくして、児湯郡の場合は本当は定数は2でいいんですけれども、2にすると1.9を越すわけです。今までの格差と変わらない。そうなれば、児湯郡を3にして、公職選挙法15条の8項を利用して、宮崎市を1名減員することによって一票の格差を小さくすることが必要だということで、そのようにしたわけでございます。

**○浜砂 守議員** ですから、1.5を超えているのは、15選挙区中、西都市・西米良村、この1選挙区だけなんです、これについては審議をしていただけたんでしょうか。

**○緒嶋雅晃議員** もともと45から39にするということが前提にあるわけです。しからば、どこを減らすかということになると、格差の大きいところ、東臼杵郡が1の場合が宮崎市は1.90であります。宮崎市との格差が西都も1.12であります。そうなれば、6議席を減らすためには、そういう格差の小さいところといいますか、1

に近いところから減らしていかざるを得ない、そういうことから、西都市の場合も中山間地であるということは考えましたが、やはり仕方がなく、6議席を減らすという前提があるので、苦渋の選択ということでそのようになったわけであります。

**○浜砂 守議員** あと、討論が残っていますので、そちらで討論したいと思いますが、面積について、非常に広大な面積が、この条例が通りますと、1人当たりになると相当な面積になるわけですが、この辺の論議はしていただけたんでしょうか。

**○緒嶋雅晃議員** このことはですね——今、選挙区当たりの面積が一番広いのは東臼杵郡であります。1,300平方キロです。西都が700平方キロぐらいです。そうなりますと、同じ中で、中山間地は、広い面積で、まだ社会資本の整備もおくれておるわけでありまして、やはり、一票の格差というか、人口を基準とするのが一定の公職選挙法のねらいでもありますので、広い中で言うと、北海道なんかは、それを見たとき4,000平方キロメートル、それは宮崎県の半分のところで1選挙区というのものもあるわけです。そういうことを考えると、宮崎県の場合も、東臼杵、西都市は大変容易ではないわけですが、やむを得ないと。やはり6名の定数減というのがひっかかってきておりますので、そのまま置くと格差が2.何倍になる。そういうことからすると、やむを得ず、面積は検討したけれども、仕方がなかったということになります。

**○浜砂 守議員** 西都市は2倍を超さないんです。11年前に西臼杵郡の定数削減のときには2.51倍で1名減だったんですが、今回は1.87ぐらいにしかありません。そういうようなもの

は十分審議していただけたのかという疑問があるものですから、正確にお答えください。

○緒嶋雅晃議員 もちろん、審議したわけでありませう。そういうことでお互いの成案が出てきたということでありませう。

○浜砂 守議員 後は討論にいたしませう。

それから、あと2つ確認があります。いわゆる1郡1町、北諸県郡三股町なんです、1郡1町ということでありませうして、郡市を単位とする選挙区割の郡というのは群れでありませうから、1町は既に郡の体をなし得ていないわけでありませうが、この辺はどうでしょう。審議なさいませうか。

○緒嶋雅晃議員 当然、公職選挙法の15条の中で郡市の単位となっております。1町でも郡であることには間違いありませんので、法律を超えることはできなかつたということでありませう。

○浜砂 守議員 任意合区ということなら認められておるわけでありませうから、見ると、1人区をまずもって確保して、あとの選挙区を協議したと言わざるを得んような状態なんです。その辺はどうでしょう。

○緒嶋雅晃議員 いや、そういうことじゃなく、当然、法の精神を遵守するということでありませうして議論してきたところでありませう。

○浜砂 守議員 1郡1町の1町でも郡の体をなし得ているということでありませうして審議されたんですね。

○緒嶋雅晃議員 もちろん、そういうことでありませう。

○浜砂 守議員 次に、今度は清武町なんです、宮崎市の中にすっぽり入り込んでおる一つの町でありませう。非常に小さい町、人口はあるんですけれども、これは既に合併が決定してお

りますけれども、任意合区についての議論はなされたんですか。

○緒嶋雅晃議員 これは当然、宮崎市と来年の3月に合併するということでありませうが、まだ総務大臣の告示までは至っておりませうけれども、県議会でもそういう審議があると思ひませうが、そういうことを踏まえると、将来的には同じ選挙区になるということでありませうして理解していただいおるいいんじゃないかというふうにお思ひませう。

○浜砂 守議員 そこも、将来のことでありませうから確認をしておきたいんです、私どもから見ると、宮崎市と一緒にいいのではないか、今回の14選挙区でもこれは成立したんじゃないかという気がするんです、その辺の協議は全くなされておるないんですね。

○緒嶋雅晃議員 これは当然、昨年12月までに結論を出すということでありませうしたので、その結論にのっおるって条例化をお願いしたということでありませう。

○浜砂 守議員 そうしますと、このままの選挙区、1人区を残すということになりませうと、公職選挙法上は、この次の清武町の選挙は1人区でも特例として認められるということになりませうが、そのことについては審議されておるか。

○緒嶋雅晃議員 そのことは審議しておりませう。しかし、米良特別委員長のころに、そういうことについては、合併したら合併した選挙区でということでありませう、今までも、延岡と3北が合併したときも特例区は設けずにお延岡市の選挙区でやられた。また、そのほか高岡の合併でも同じことでありませう、宮崎市の選挙区で合併してやられたということでありませうるので、これは特例を設ければ別ですが、今のまま前例を慣例とすれば、同じ選挙区ということに理解できるんじゃない

か、そういうことで今までは来ておるといふふうに思って、そのことは具体的には検討しておりません。しかし、今まではそういうことで来ておるといふことであります。

○浜砂 守議員 後は討論で行います。ありがとうございました。

○坂口博美議長 以上で質疑は終わりました。

---

### ◎ 討 論

○坂口博美議長 次に、討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 請願についての討論を行います。

請願第16号「宮崎県議会の議員定数削減と区割り改悪に反対する請願」については、委員会審査で不採択とされました。しかし、同請願は、議員定数・選挙区調査特別委員会が、議員定数を現行の45人を39人に、選挙区を16区から15区へ減らしながら、選挙区定数の1人区を7区から8区へふやす案を決定し、今2月定例県議会で条例改正を図ろうとすることに警鐘を鳴らし、条例改正の中止を求め、もっと県民の意思を確かめてほしいと訴えています。

同請願では、議員の数が減らされることは、すなわち県民の声が県政に反映されにくくなることを危惧し、また、1人区は死に票が多くなる選挙の仕組みであり、住民自治と民主主義の侵害だと指摘していますが、まさに民意が反映されにくくなることは必至です。また、財政問題にも言及し、議員削減による予算は、諸事業での節約や冗費を削ることに真剣に取り組めば捻出することができるはずだと提言をしています。そして、何より、真に各議員が議会制民主主義を担う者として、県民の負託を受けた県民の代表として、県民の声や要求を県政に反映さ

せ、県政の監視役として議会活動を全うしてほしいと訴えています。議員定数が削減されたならば、県政のチェック役としての議会の役割も後退することは明らかです。

請願者が危惧するような事態を払拭し、民意を反映させて、議会や県政の活性化を図るためには、最低でも現行定数で議員がより奮闘することではないでしょうか。県民の意思が十分に反映されているとはいいがたい、今回の議員定数削減と選挙区問題について、請願者の意思を尊重し、同請願を採択した後、県民の立場での議論を尽くすことを求めるものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 請願第16号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

請願第16号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択と決定されました。

---

### ◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

---

平成21年 3月18日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 丸山 裕次郎

平成21年 3月18日 (水)

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

W T O農業交渉・日豪経済連携協定 (E P A) 交渉に関する意見書

議員発議案第2号

食料自給率の向上を求める意見書

議員発議案第3号

中山間地域等直接支払制度の継続と充実を求める意見書

議員発議案第4号

保育制度改革に関する意見書

議員発議案第5号

「緑の社会」への構造改革を求める意見書

議員発議案第6号

年金記録問題の速やかな解決を求める意見書

---

平成21年 3月18日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 厚生常任委員長 権藤 梅義

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

医師の養成・確保対策の充実を求める意見書

議員発議案第8号

遠位型ミオパチーの治療薬早期実現に関する意見書

---

平成21年 3月18日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 商工建設常任委員長 十屋 幸平

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号

「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書

---

平成21年 3月18日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 県議会議員 丸山 裕次郎

徳重 忠夫

新見 昌安

権藤 梅義

宮原 義久

松村 悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第10号

北朝鮮による日本人拉致問題の解決のため経済制裁の延長と追加制裁などを求める意見書

---

平成21年 3月18日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議員定数・選挙区調査特別委員長

緒嶋 雅晃

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第11号

県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

---

◎ 議員発議案第1号から第11号まで  
追加上程

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第11号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 議員発議案第1号から第10号採決

○坂口博美議長 まず、議員発議案第1号から第10号までの各号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

まず、議員発議案第10号についてお諮りいたします。

〔前屋敷議員退席〕

○坂口博美議長 本案は、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は原

案のとおり可決されました。

〔前屋敷議員着席〕

○坂口博美議長 次に、議員発議案第1号から第9号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第11号提案理由説明

○坂口博美議長 次に、議員発議案第11号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。議員定数・選挙区調査特別委員会、緒嶋雅晃委員長。

○緒嶋雅晃議員〔登壇〕 それでは、「県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

議員定数・選挙区調査特別委員会における今年度の活動経過及び委員会の結論につきましては、先ほどの委員長報告で御説明したとおりでございます。この当委員会の結論に基づき、県議会議員の定数及び選挙区を定めている2つの条例の改正を行うため、本条例案を提案したところであります。

条例案の概要を御説明しますと、第1条が、現行の総定数45名を39名に改めるものであり、第3条が、当委員会の結論に基づき選挙区割及び各選挙区の定数を改めるものであります。また、第2条は、日南市と南那珂郡2町の合併に伴う所要の改正を行うものであります。なお、

附則において、この条例は次の一般選挙から施行することといたしておりますが、第2条のみ、日南市と南那珂郡2町の合併の日から施行することといたしております。

先ほどの委員長報告でも申し述べましたとおり、本条例案の成立により、現時点で本県が全国で最も高い削減率を実現するものであります。本条例案の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 提出者の説明は終わりました。

---

### ◎ 質 疑

○坂口博美議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 ただいま御提案がありました定数削減について質疑をさせていただきます。今回、45の現行定数を39名に、6名削減するという提案でございますが、まずもって定数削減の理由、根拠についてお示ししたいと思います。

○緒嶋雅晃議員 これは、県民の皆さん、市町村議会の合併も進んでいる中で、何で県議会だけ定数を削減しないのかということもありますし、知事のほうも行政改革等を積極的に進める中で、県議会議員も2年前の選挙のときに、それぞれの議員の皆さん方が選挙民に対して議員定数の削減等を声高らかに述べられておられるも、御案内のとおりであります。そういう皆さん方の思いを——特別委員会というものを2年前に選挙があつてすぐに設置して、2年かけてやったということでございますので、この議員削減の問題は、県会議員全員の気持ちが一致し

たところでこのように進められたものというふうに思っております。

○前屋敷恵美議員 県民の声というふうにも言われましたけれども、では県民の声をどのように集約されたのかということをお聞きしたいと思うんですが、先ほどの御説明で、議長会での意見交換会というお話もありましたけれども、そうであれば、各議会の議長がどのようにして民意を集約されたのか、そのあたりも聞かせていただきたいと思ひます。

○緒嶋雅晃議員 これは当然、皆さん方が選挙のときに選挙民からも聞かれたことだろうというふうに思ひますし、自分たちの定数のことは自分たちで決めるというのが前提でありますので、そういうことを含めて総合的に反映したのが民意であろうというふうに思っております。

○前屋敷恵美議員 では、選挙区を16選挙区から15に減らしながら、批判の強い1人区を7から8にふやすというのでは、民意を反映しないというふうに思ひますけれども、そのあたりの御説明を。

○緒嶋雅晃議員 1人区が批判が強いということは、私は聞いておりません。当然、1人区も必要性があつて、これは法律で認められておる制度のまま、そのようにしたわけでありまして、結果としてこのようになった。全国的にも1人区というのは選挙区の40%以上、熊本県、鹿児島県においても50%以上が1人区でありますので、全国的に見ても宮崎県が突出して多いということでもございませぬ。

○前屋敷恵美議員 後は討論で深めたいと思ひます。

○坂口博美議長 以上で質疑は終わりました。

---

### ◎ 議員発議案第11号に対する修正動議提出

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、満行潤一議員外 3名から、議員発議案第11号に対する修正動機が提出され、所定の発議者がありますので、動議は成立したものと判断いたします。

事務局長に修正動議を朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

---

修正動議

議員発議案第11号「県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」に対する修正案を会議規則第19条の規定により別紙のとおり提出します。

平成21年 3月16日

提出者 県議会議員 満 行 潤 一

        図 師 博 規

        河 野 哲 也

        井 上 紀代子

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

---

◎ 修正動議趣旨説明

○坂口博美議長 ここで、本件について提出者の趣旨説明を求めます。図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第11号「県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」のうち、第3条選挙区変更の内容について、修正動議の提案理由説明をさせていただきます。

お手元の資料のとおり、我々4会派、社民党、民主党、公明党、そして愛みやぎきは、議員定数・選挙区調査特別委員会におきまして、4会派の統一案を提出いたしました。

その内容は、それまでの市町村合併の動向を視野に入れ、また、来る道州制の動向も視野に入れ、選挙区をできる限り合区し、選挙の際、県民の方々の選択肢をふやし、また県民の方々の貴重な投票行為を選挙結果に結びつける可能性が大きくなる選挙区設定を行ったところで

す。また、第6回特別委員会におきましては、中山間地に配慮するという名目で、西臼杵郡選挙区、えびの市選挙区、串間市選挙区の1人区をそのまま残すという譲歩案を再提出いたしました。さらに、おおよそ中山間地とは言いがたい北諸県郡選挙区、宮崎郡選挙区の1町1人区等を合区する案を再三提示してまいりました。にもかかわらず、自民党からは、1人区をそのまま残し、選挙区を15とする案が一度提示されただけで、その後の歩み寄りはありませんでした。

我々4会派は、特別委員会の場において協議を重ね、よりよい案の構築に努めてまいりましたが、特別委員会での協議は進展せず、それどころか、審議未了のまま、自民党単独による採決が行われました。我々4会派は、このような行為を到底容認できるものではありません。特別委員会の場において、一步でも、いや半歩でも自民党のほうからの歩み寄りがあればと悔やまれます。

そしてまた、私は副委員長という職を与えていただき、蓬原前委員長のもと、また緒嶋委員長のもと、調整役として働かせていただきましたが、その職責を全うできず大変心苦しくも思っております。非難は甘んじて受ける所存でございます。

我々4会派は、議員定数につきましては39とすることに何ら異議ございません。今回の動議



は、県民の方々に、選挙区をより多く合区し、複数人区をふやすということについての有益性を再度示すために、提出に至った次第であります。

最後に、この動議は、法的解釈及び事務手続上の流れも正当な運びを経て申請、提出に至ったことをつけ加えまして、社民党、民主党、公明党、愛みやぎきの4会派を代表しての提案理由説明といたします。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 提出者の説明は終わりました。

---

◎ 修正動議に対する質疑

○坂口博美議長 これより修正動議に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 ただいま修正案の御説明をいただいたんですけども、修正案も同じく定数を39名に削減するという案でございますが、この理由、根拠を示していただきたいと思えます。

○凶師博規議員 質問の内容が、私の提案理由とはそぐわないところがあるかと思えます。今回の提案理由説明につきましては、第3条の選挙区の変更の内容のみの提案理由説明となっております。

ただ、今の御質問に御答弁いたしますと、我々4会派も、45議席のまま選挙を行うことという内容につきましては、市町村議会におきましても定数の削減が大幅に進んでおります。そして、市町村合併、道州制の流れを踏まえまして、45議席のまま次の選挙を迎えるということは、県民の方々、また市町村議会の方々からも理解が得られることは困難であると判断した上

で、よりよく合区を進めて39という議席数に到達したところでございます。

○前屋敷恵美議員 1人区の問題では、譲歩して1人区を残したという御説明もございましたけれども、なぜゆえに譲歩までして1人区を残したのか、その辺のところをお聞かせください。

○凶師博規議員 4会派、スタートはそれぞれまちまちでした。会派の理想を追い求めるがゆえに、最大、定数を減らすということの実がとれないという結果に陥ることを避けたいと思ひまして、それぞれの会派がどこまで歩み寄るか協議を重ねた上で、自民党の案との歩み寄りを最大限4会派で行ったというところでの譲歩案という表現をさせていただきました。

○前屋敷恵美議員 後は討論に移したいと思います。

○坂口博美議長 以上で、修正動議に対する質疑は終わりました。

---

◎ 議員発議案第11号及び修正案に対する討論

○坂口博美議長 これより議員発議案第11号及び修正案に対する討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕（拍手） 私は、議員発議案第11号の原案について賛成の立場から、また、同議案の修正案に反対の立場から討論をいたします。

初めに、総定数を現行の45名から39名に削減することについてであります。県や市町村等において行財政改革が推進される中、県民の代表である県議会としても改革の姿勢を示すことが強く求められております。特に、この総定数については県民の関心も高く、一昨年の県議会議

員選挙においても大きな争点の一つとなり、削減を公約に掲げた議員が多く選出されたことなどをかんがみると、定数削減を求める県民の声が大きいことは明らかであります。そこで、この民意にしっかりとこたえるためにも、本県議会始まって以来のこの大きな改革を実現させ、県議会としての改革の成果を早期に県民に示すことが、我々に課せられた責務であるものと考えます。

次に、選挙区割についてであります。選挙区割を議論する上で忘れてならないのが、公職選挙法では、「都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による」との原則が定められていることでもあります。全国的に見ても、半数近くの県が、任意合区の対象の郡や市がありながら任意合区を行っておりません。これは、この公職選挙法の原則を尊重しているからにほかならないものと考えます。修正案は、この原則から外れ、県内の一部の郡に任意合区を取り入れておりますが、原案は、この原則を最大限尊重し、後世に憂いなきよう、県内統一ルールにより選挙区割が定められております。

一部からは、原案に対して、「1人区を残そうとする案だ」とやゆする声も聞こえますが、決してそうではなく、公職選挙法の原則を尊重した結果として1人区が存在しているのだということをしかりと認識すべきであります。すなわち、この法の大原則に基づき、かつ県内統一ルールで選挙区割を設定している原案のほうが、より多くの県民の理解が得られるものであると確信いたしております。

次に、各選挙区の定数についてであります。原案は、可能な限り、いわゆる「一票の格差」を縮小するため、一部の選挙区に、いわゆる「ただし書き規定」を適用しております。これ

により一票の格差は、現時点で全国で3番目に低い1.60倍となることとなります。これに対し修正案は1.71倍と、原案よりも大きくなっております。議員定数・選挙区調査特別委員会の協議では、各委員から格差の縮小がしきりに叫ばれておりました。県民に対する説明責任が果たせるのは、最大限、格差の縮小に努めた原案のほうだということは明らかであります。

最後に、原案の策定経緯に関してであります。原案は、議員定数・選挙区調査特別委員会において2年間にわたり協議されてきた結論に基づいたものであります。当委員会の設置などについては、年度当初に全会一致で決定されたものでありますので、その委員会が慎重に協議を重ねて出した結論であれば、これは当然尊重されるべきものであります。一部には、多数決により決定された結論に反発も見られるようではありますが、今回のように、お互いの主張が平行線のままであり、さらに県民に対して速やかに結論を出すことが求められている状況であれば、民主主義のルールにのっとった形で結論を導くことは当然の進め方であると言えます。委員会の設置意義そのものを否定してはならず、この民主主義的な方法で出された結論をしかりと尊重する必要があるのではないのでしょうか。

以上、述べてまいりましたとおり、修正案に比べ原案は、公職選挙法の原則を最大限に尊重しながら選挙区割等を定めているものと言えます。このように原則に基づいて選挙区割等を定めることは、今回の大きな改革によって削減の対象となり、直接の痛みを伴うこととなった選挙区の県民の皆様に対しても、明快な説明責任が果たせるものと考えており、これがひいては、より多くの県民の皆様の理解を得ることに

つながるものと考えております。

以上のことを踏まえ、議員各位におかれましては、修正案に反対し、原案に賛成することについて御賛同くださいますようお願い申し上げて、私の討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 今回、議員定数・選挙区調査特別委員会から提出されました「県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」並びに同条例案に対する修正案について、いずれにも反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、定数削減と選挙区割及び選挙区の定数問題です。市町村合併に伴う選挙区の見直しなどは当然あり得ると考えますが、定数の削減には反対です。言うまでもなく県議会は、少数意見を含めて多様な住民の意思を代表する機能を果たさなければなりません。定数削減は、この民意の反映という民主主義の根幹を掘り崩すものにほかなりません。また、議会の重要な役割である県政に対する監視機能を果たすという役割においても、定数削減はその機能を後退させるものです。さらに、定数削減の大きな理由として財政危機が挙げられています。しかし、議員定数の問題は、単に行政の簡素合理化と同じ観点で論ずる問題ではありません。財政危機を言うのなら、議員の本来やるべきことは、「なぜ財政危機を招いたのか」「財政危機を解決するにはどうしたらいいのか」を真剣に論議することではないでしょうか。したがって、安易に定数削減に走るのではなく、まずは議員報酬や政務調査費、費用弁償などの見直しなどを行うべきではないでしょうか。

また、定数削減の理由として、全国的な議員

削減の流れが挙げられますが、議員定数は、議会の審議能力、住民意思の適正な反映を確保することを基本とすべきであって、100年に一度と言われる経済危機のもとで議会の役割がますます重要になっている現状において、単純な定数の一律削減は問題であり、地域における少数意見を排除することになりかねません。そうした点では、選挙区割も、一票の格差是正を図り人口比での増減で定数は是正が行われるべきであり、1人区をふやすことは論外と言わなければなりません。

最近の宮日新聞に、「議員定数が法定数より9人も少なくなれば、県民の声を反映する県議会の役割が低下し、県民に不利益になる」とした投書がありました。本来、議員の総定数は地方自治法で規定されている法定数が基本であり、本県議会の法定数は48人です。既に3人下回っているわけで、最低でも現状維持を図って、我々議員が切磋琢磨し、議会やみずからの資質を高めて、県民の負託にこたえられる存在感のある議員、存在感のある議会活動に到達することこそが求められているのではないのでしょうか。

以上、申し述べ、今回の議員定数削減、選挙区及び定数見直しの条例改正に反対するものです。〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） 修正案に賛成、原案に反対の立場で討論に参加いたします。

私は、平成17年、19年、20年の選挙区特別委員会に所属をさせていただきました。最初から選挙区の広域化にこだわってまいりました。山本孫春前日向市長は、我々県会議員の先輩ですが、投書でも、しっかりと広域化が必要

だというふうに主張をされておりました。基礎自治体の役割分担を否定するものではありません。市町村独自の歴史や地理的要件など、地域特有の事情に応じて自治体は住民サービスを提供します。しかし、県政の課題や役割は県内全域が対象であり、県内あまねく平等のサービスを提供する責務があります。我々のふるさとの川は自治体の境界線に関係なく流れ、道路も隣の自治体とつながっています。県議会の役割は広い視点に立った県政のチェックではないのでしょうか。県議会としての役割と責任を存分に果たしながら、県勢のさらなる発展に努め、県民の期待と信頼に全力でこたえるためには、自分の地域のことのみ没頭するのではなく、広域化での視点が欠かせません。また、議会として県執行部と議論を十分尽くし、県民が真に豊かさと幸せを実感できる宮崎づくりに力強く取り組んでいくためにも、選挙区の広域化、いわゆる1人区解消のための合区が急がれます。民意が正確に伝わるために選挙区の広域化が必要です。一票一票が平等に反映されるために、多様な意見を反映するためにも、定数が複数の広域化が必要です。審議が十分尽くされていません。原案は県民の声を反映していません。

話し合いは譲り合いです。4会派は自民の意見も取り入れてまいりました。それぞれ地域の声を聞いての自民党案と説明を受けますが、自民案は、提案されてから最後まで、自民案は十分党内で議論し合意した最良案だと一歩も動きませんでした。自民案の説明では、「公職選挙法は原則として郡市を基本とし、1人区であっても1つの郡市なので尊重した。1人区の住民は必ずしも選挙区の任意合区を望んでいない。民意にかなっている」と言われます。しかし、原案は本当に県民の民意を反映しているの

でしょうか。私たち4会派は、丁寧に県民の意見を聞こうと、有識者との公聴会、県民との意見交換会を開こうと提案しましたが、「議員定数、区割は議会内で決めることだ」と、これまた拒否されました。

思い出してみてください。11年前の2月議会最終日に、西臼杵選挙区の定数が2から1に削減される条例改正案が審議されたとき、傍聴席は、はるばる西臼杵地域から駆けつけた人々で満席となり、長時間かけて審議された経験があります。その質疑の中で緒嶋議員は、「特別委員会報告は地域の実情が反映されておらず、審議が十分尽くされていない。委員会を再開してもう一回意見の集約を行え」とまで発言されています。

北諸県郡三股町に居住だと名乗る男性から私の自宅に電話がありました。「三股は1人の代表よりも、6人、7人の代表が三股を見てもらったほうがよい。そういう意見が多くあることを伝えてほしい」という内容でした。

1人区選挙区をなくし、任意合区をすることによって、人口の少ない地域の代表がいなくなる心配があるとの意見もあります。しかし、1市4町で合併した新都市市の選挙では、旧高城町出身の星原副議長が、当然といえば当然ですが、トップ当選でありました。県民の声は、県議会改革、選挙区の抜本的見直しです。県民の声を聞いてみようではありませんか。県北山間部と中央、県南は事情が違います。公職選挙法では、人口比例が原則だが、例外ただし書きでは、特別な事情を認めるという柔軟性のある対応ができることも明記されています。

これまで議論された経緯からも、おかしい点があります。平成17年度に自民党単独でまとめられた選挙区特例等調査特別委員会の結論は、

「今後の市町村合併の動向を見据えながら、次の選挙後において、選挙区及び定数について抜本的に見直すことが県議会に課せられた責務である」との委員長報告内容となっています。しかし、今回の原案は、選挙区は抜本的見直しになっておりません。平成19年度の議員定数・選挙区調査特別委員会の結論は、「選挙区については、市町村合併の動向を踏まえるとともに、任意合区の実施による選挙区の広域化についても十分検討する」ということでありました。今回の定数1人区が現状7選挙区から8選挙区にふえることは、抜本的に見直すことにならず、到底認められません。多くの県民が望む議会改革を断行すべきであります。

また、現状7つの定数1人区の議員はすべて自民党であり、無投票当選の選挙区も多い現状があります。改正案は1人区が8選挙区となり、これでは党利党略と言われても仕方ありません。全国的に1人区は4割、九州では5割を超えているという話ではありますが、翻って言えば、県議会の改革が進んでいない、そういうことだと思えます。19年度の委員会結論をどのように党内で検討したのか、なぜ党議でそういう結論になったのか、検討の内容をぜひ開示いただきたい。切に期待をしております。

当初の3会派統一案から、公明党の意見を取り入れ、また自民党が主張する山間部への配慮をし、4会派の修正案では、西臼杵、えびの、串間の1人区を残しました。真に県民の民意に沿う修正案に賛同いただきますことを最後にお願ひ申し上げまして、討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、松田勝則議員。

○松田勝則議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第11号「県議会議員の定数を定める条例及び県

議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」のうち、第3条に反対し、同条の修正案に賛成の意を表し、討論を行います。

100年に一度と評される金融危機の波は一举に世界じゅうを席卷し、その波は本県にも一度に押し寄せました。ますますその影響は度合いを増しているところであります。日本産業の花形たる自動車産業や電子産業でさえ、営業損益赤字に転落、そして大手企業も株価が予想以上の下落を見せるなど、国民生活、いわんや我が県民の生活は日に日に厳しい現状にあります。失業者の増加、雇用の低迷に加え、建設業界の激変、農林水産業、商工業を初めすべての分野において不安要素を挙げれば、枚挙にいとまがありません。宮崎の知名度の飛躍的向上とは裏腹に、県民生活は出口の見えない閉塞感に閉ざされております。

このような状況下、今や行政改革は、まづもって率先すべき県民的課題であると考えます。今だからこそ、私たち県議会がまず改革のろしを上げ、県議会の機能強化、そして充実を進め、県民にその姿を示すべきであろう、こう思っております。

その中におきまして、本県議会の議員の定数が45名から39名へと大きく議席を減らしたことに對しては、大きく評価しております。我々愛みやざきは、当初、議員数に対しては各選挙区から均等に削減し、すなわち痛みを分かち合い、一票の格差を最小にするという観点から、45名から9名減らした36名を提唱いたしました。その後の委員会の議論を重ねる中で、県議会最大とも言える議員定数削減の実を得るために、社会民主党、民主党、公明党の各会派とともに足並みをそろえ、39議席の案に同意し、

さらにさらに議員定数・選挙区調査特別委員会で議論を重ねてまいりました。

その次に、次のステップたる、最大限、任意合区を行うというテーマで議論を進める中、過去を振り返りますと、2007年度、県議会議員選挙の得票総数に占める、いわゆる死に票率を見てみました。複数区全体では24.16%、一方で1人区では43.40%であり、この結果から見ましても、1人区では投票者の半数近い票が県政に直接反映されない計算となっております。「県内の一票の格差は全国平均の2.17倍を下回る」のデータに甘んじることなく、県民の意識がどこにあるのかを十分認識し、県民に県議会の矜持を示すのが、選良の民としての我々の使命であると考えております。

次なるステップでありますところの任意合区についても、昨年度の議員定数・選挙区調査特別委員会の基本方針の中で、選挙区の広域化について十分に検討する、この報告に期待し、みずからの議席を減らすこともいとわず、合区に向けて、1人区のあり方について研究に研究を重ねてまいりました。4党派は、委員を中心に所属議員が全体で幾たびも検討を重ね、その中で、自民党が提唱する中山間地への配慮、もつともなことだという考えから、これを諾とし、折衷案を受け入れました。

協議が回を重ねる中、第7回委員会はお互いの意見が分かれたままで終結、自民党内での議論を重ねることは当然のこととして、委員会としての運営の前進が見られず、その委員会の存在価値さえ疑問視する声が上がったことであります。

我が県の状況は日に日に目まぐるしく移り変わっております。今回のエコクリーン問題はもとより、産業振興、医師招聘、環境問題、県政

の課題はますます広域化しております。その広域化する課題に対して、道州制という廃藩置県以来の大改革がなされようとしております。道州制実現の先導役たる自民党道州制推進本部の意向によりますと、日本再生のためには、中央政府、地方政府の責任の明確化と地域の経済力の強化が必要とうたい、4つの達成目標、すなわち東京一極集中の是正、地方分権体制への移行、国際競争力を持つ地域経営主体としての道州政府の創出、4つ目に、地方政府の徹底的な効率化を柱として、その導入を2015年から2017年に設定しております。まさに6年後に迫っております。我々が目前の課題に全力で取り組むことは当然の責務であります。一方、県勢の発展、県民の幸福を念頭に、あすの、5年後の、そして10年後の宮崎県の姿を予期して県政のかじをとる任務もあります。道州制がこのプランどおりに施行された場合、恐らく、県から区に移管した各県では、県会議員ペースで区会議員の定数は最小限に設定されることが予想されます。この案に基づきますと、あと何回この議場で宮崎県議会が議論を繰り広げますでしょうか。

我々は、今回の議員定数の見直しが最終の結論とは考えておりません。道州制を推進される自民党において、なぜ定数・区にそこまでのこだわりを示されるのか、同じ県政に取り組む者として得心がいかないのが実情であります。県民からは第三者委員会の設置の声さえも上げられるほど、今回のこの議論は県民には見えがたいものがあつたと思っております。2年にわたる今回の特別委員会も多くの県民の注目を集めるところとなりました。最終日を迎えたきょうになっても、昨日の自民党県民の会の誕生を見るまでもなく、本当に議論が尽くされたのか、

議論の余地を残すところであります。定数・区につきましても、複数人区をふやして県民の貴重な一票を有効に生かすために、また県民の民意を反映させるためにも、合区を進める修正動議に賛成いたすものであります。議員各位の御理解を求め、かつ修正動議に賛成の意を表していただきたく、心からお願いを申し上げ、討論といたします。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） 公明党県議団を代表し、原案に反対、修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

公明党県議団は、議員定数・選挙区調査特別委員会が設置されて以来、確認された審議事項に基づいて調査し、7月に各選挙区の定数まで定めた具体的な案を提示させていただきました。その中で、我が会派も示しておりました総定数を39とするという提案に対し全会一致を見たことは、この委員会の存在意義が確認されたものと考えます。

選挙区につきましても、審議の間、県民のお声をちょうだいしながら、県民の安心・安全を堅持できる県政の監視役としてどのような体制で議会が存在すればよいのかということ念頭に、調査をし、提案させていただきました。まず、我が会派は、39名で選挙区割は任意合区を行わない形で、宮崎市と清武町及び小林市と野尻町の合併が実施された場合の人口比例定数での14選挙区案と、38で限りなく任意合区を進めた9選挙区案で調査させていただくことを示させていただきました。これは、昨年度末提示された委員長・副委員長試案を尊重し、その中で、県民にこたえることができるものはどの観点で準備したところでございます。

12月まで調査を進める中で、中山間地域へ配

慮する観点から、顔の見える議員の必要性をひしひしと感じました。そのことは裏を返せば、県の合併構想に基づいた合区案をそのまま受け入れてよいのかということになります。熟慮に熟慮を重ねた結果、後者の任意合区案を取り下げることにしました。

しかし、その後の委員会の協議を進める中において、自民党はやっと12月に入って具体的な案を一度示したきり、歩み寄ることもなく進まず、対照的に、社民、愛みやぎき、民主の3会派は、何とか39名と選挙区割が少しでも県民の意に沿うようにとの誠意を示し、修正する動きを見せていただきました。我が会派は、検討に値するとの判断で、時間の限られている中、調査させていただきました。そして、都市部周辺の合区案は県民も納得していただけると判断し、12選挙区案を支持することといたしました。

当委員会は、審議日程を延ばしてでも、県民の多くが納得できる協議をすべきでありました。今後、広域行政を見据えた合区のあり方、1人区の考え方、まだまだ歩み寄れる余地が残っております。自民党は、法律の原則を最大限尊重するとしながら、例外が存在しております。今後の宮崎県議会改革にとって、委員会が採択した自民党案は不十分であり、到底納得のできるものではありません。しかし、2月議会で議案が提出されまして、4会派は修正案で4会派の考えを示していただくことにしました。議員発議案第11号に対し、公明党県議団は反対の立場を改めて表明するとともに、修正案に賛成し、識見あふれる自由民主党所属の議員各位におかれまして、採決の際、良識ある態度を示されることを心より期待しつつ、討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕（拍手） 民主党県議団を代表し、議員発議案第11号「県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論をいたします。

議員発議案第11号に対し、なぜ4党派、社会民主党、愛みやぎき、公明党、民主党が修正案を提出するに至ったか、過去の委員会議論の経緯を述べて県民の皆さんに明らかにし、議会改革についての県民の皆さんへの判断材料にしたいと思います。

宮崎県議会は、平成17年度に設置された選挙区特例等特別委員会において、自由民主党会派の意見がまとまらず、今回と同じく自民党だけで採決をし、その報告書に、「今後の市町村合併の動向を見据えながら、次の選挙後において議員定数等を抜本的に見直す」と、玉虫色の報告をせざるを得ませんでした。全国の都道府県や市町村においては、国の交付税カットの中、厳しい財政状況を受け行財政改革が推進されており、また、全国の都道府県議会や市町村議会においても、行財政改革の模範を示すべく多くの議会で議員定数の削減を含む積極的な議会改革が行われる状況にありながら、残念ですが、宮崎県議会は結論を先延ばしにした報告にとどまりました。しかし、議員定数等の見直しは、市町村合併などにより県内の市町村議会において大幅な議員定数の削減が実施されたこと等により、県民の関心は高く、平成19年4月に行われた県議会議員選挙においては、立候補者の全員と言っても過言ではないほど定数の削減を公約に掲げる状況となりました。

そして、平成19年5月、議員定数・選挙区調

査特別委員会が設置されました。この委員会は、平成17年度の選挙区特例等特別委員会の報告にある「次期選挙後に抜本的に見直す」という結論を委員がしっかりと認識をして、定数を削減するという共通認識に立つことを確認して協議が始められました。委員会の基本方針1は、総定数に関するものであり、「総定数については、削減を行う。ただし、県議会の機能・役割が大きく低下しない範囲での削減にとどめる」。基本方針2は、選挙区割に関するものであり、「選挙区については、市町村合併の動向を踏まえるとともに、任意合区の実施による選挙区の広域化についても十分検討する」。基本方針3は、各選挙区の定数に関するものであり、「各選挙区の定数については、一票の格差を合法的な範囲で検討し、県全体の均衡ある発展にも十分配慮した設定を行う」というものです。

この委員会は9回開催され、委員会審議を経ての結果、「1、次の一般選挙において、総定数は40名以下とする。2、その選挙区割と各選挙区の定数については、来年度に検討を行う」と、全会一致で決定しました。ちなみに、委員長は蓬原正三議員です。

それを受けて、平成20年4月16日に議員定数・選挙区調査特別委員会が設置され、協議に入りました。委員会は、1回目4月、委員の選任及び正副委員長の互選。2回目5月、総定数を40名以下とするとの結論を引き続き協議すること、結論の時期については12月までに委員会としての結論を出し、次年の2月定例会で条例化することを決定。3回目6月、検討すべきテーマの設定。4回目7月、テーマごとに各党派が見解を述べる。しかし、自民党会派は会派内の意見集約が終わらず、すべて検討中で、委員



会協議が全く進まない状況で、委員会も短時間で終了する事態になりました。委員会が開催されないまま、5回目は11月になり、ここで自民党会派が「任意合区はしない」との結論を提示し、昨年の委員会での議論経過を全く無視するという結論の提示には納得できず、他会派から多くの質疑が出されました。

そして、12月2日、12月に結論を出そうと決定しているのに、初めて自民党会派が、繰り返しますが、初めて成案を提示しました。しかしながら、この提示をもって合意できることについては決定することとし、総定数39名を全会一致で決定しました。19年度開催の委員会においての全会派一致で、40名以下とするとの結論があるにもかかわらず、ここまで引き延ばされての決定でした。昨年度中を含め、1年8カ月もの会派内の議論の時間は確保されていたのに、選挙区割でやっと出された自民党会派の成案は、任意合区せず、1人区をそのまま残すというもので、まさに時代に逆行したものでした。1人区については、「県民の意思が反映されない割合が確実に増加するので、民意反映の点から疑問。得票率が議席率に正確に反映されない可能性があり、本来の民意と違った議会形成となるおそれがある。県民のニーズが増加、分散化する中、有権者の多様な意見を集約できない」等々の問題点は、多くの学者を初め指摘しています。つまり、1人区は死に票をふやすとの指摘があるのです。

協議過程において、まず、社会民主党、愛みやぎ、民主党統一の、「1、総定数は39名とする。2、選挙区割は任意合区可能な郡市をすべて任意合区した形とする9選挙区。3、各選挙区の定数は人口比例定数どおりとする」との成案を提出しました。その後、公明党からは、

「前回の委員会において、中山間地域に配慮した選挙区設定を行うべきとする公明党会派の主張に理解を示して3会派が修正案を示したことを評価し、我が会派内で再度検討を行った結果、この3会派の修正案を支持する」との発言があり、4会派統一案を成案として提出することになりました。

宮崎県は中山間地域を多く抱え、毎年度、中山間地域対策を県民の重点課題として多くの予算を組み、取り組んできました。中山間地域の交流人口をふやし、「いきいき集落」としての新たな取り組みは、人口集積の多い都市部との相互理解のもと、県政全体の課題として取り組むべきです。4会派の修正案は、医療圏、消防・防災体制等々、広域化している行政課題に適用でき、自民党会派案にも配慮して成案されています。県政の課題、その課題解決は、広域的取り組みとなっているにもかかわらず、三股町を起点として1人区をそのまま残すとは、議会改革、行財政改革より議員個人の事情を優先しているとの批判を受けても仕方のない案だと言わざるを得ません。まさに1人区を残すことを主眼に置いた議論の進め方であり、1人区を残すことを先に決め、その後合区を取り入れない理由を考えたものと受け取れる案で、自民党会派内で議論を深めてはいないのではないかと疑いを持たれるものです。また、県政の課題、問題については、県議会として総体的にそれを受けとめる力が求められているし、一つの地域の課題はそこに住んでいる者だけにしかわからないなどとの発想は、県議会の存在意義が否定されるものと同じであると考えます。

委員会の協議でも、再三、他会派から協議の中で歩み寄ることを提案されているにもかかわらず、自民党会派内が分裂する、この案以外に

ないと、協議の余地が全くなく、自民党会派が決めればすべてが決定するとの暴挙は許されるものではありません。委員会協議途中から退席せざるを得なかったことは、返す返すも残念でなりません。県民にとって、開かれた、県民の声がしっかりと生かせる県議会となるには、また改革を目指す県議会として県民から認知していただくには、まず県議会が十分議論できる場所であればなりません。県民の声をもっと聞くことを大切に、議論をもっと尽くすことを訴えます。もう、時代錯誤の定数の先祖返りは許されず、本来、みずからの身分については県議会みずからが決定し、今後の県勢発展を県民とともに歩む決意を示すことが必要であったにもかかわらず、自民党会派が、党利党略、個利個略に終始したことは残念です。県民の立場に立ち、1人区を減らし、県民の選択肢をふやし、さらなる議論を求めて、議案第11号に反対の立場からの討論といたします。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、浜砂守議員。

○浜砂 守議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党県民の会の浜砂守でございます。私は、議員発議案第11号に反対の立場から討論いたします。

この議案につきましては、私の選挙区であります西都市・西米良村の置かれている現状から見ると、地域の代表者、代弁者としてどうしても反対せざるを得ないのであります。これまで長年、自民党会派に所属をしておりましたが、昨日の党議によりまして、会派内において全員に賛成させるための党議拘束をするとの強硬な意見がありました。生粋の自民黨員である私にとってはまことに残念なことではあります。議員として議会での発言ができないことになれば、本来の使命を果たすことができないとの思いから、やむなく自民党県議団を離れて討論を

することになりました。

議員定数は地方自治法と公職選挙法で定められておりますが、地方分権が進む中、自治体の役割と同様、議会の定数についても見直しは避けて通れないことは十分理解をしております。今回、条例定数45から39への削減と、選挙区定数案が提出されたところでありますが、このことにより、西都市・西米良村選挙区の定数は、現行の2人から1人に削減されるのであります。この案では、西都市・西米良村の選挙区は、人口3万5,394人であり、議員1人当たりの人口が県内で一番多い選挙区になります。しかも、人口の最も少ない選挙区、串間市2万2,118人と比較しますと、人口格差は何と1.6倍と県内最高格差であります。人口の最も集中する宮崎市でさえ人口格差は1.51倍、都城市1.29倍、延岡市1.22倍でありますから、どう考えても納得できるはずもありません。また、選挙区1人当たりの面積は710.12平方キロメートルであり、宮崎市の13.09倍、都城市の6.53倍、延岡市の4.09倍の広さであります。全国でもこのような例は見受けられません。まさに地方切り捨ての最たるものであります。このことだけから見ても、今回提案されている議員発議案第11号について到底容認できるものではありません。断固反対するものであります。

また、議会は住民の代表機関であり、議会を通じて住民の意思を決定する機関でありますので、住民の代表機能を十分に発揮できる規模の人数が必要であります。県議会議員の定数は、地方自治法で人口規模に応じて増加させる方法で規定してあります。地方自治法第90条第2項に法定上限数が規定されております。その算出方法は、県の人口のうち75万人未満の部分については議員数40人とし、人口75万人から100万人

未満の部分については人口5万人ごとに議員1人を増加する。人口100万人以上の部分については93万人を基準に、7万人ごとに議員を1人ずつ増加するというものであります。したがって、宮崎県議会議員の法定上限数は48人であり、議員定数は本県の条例で定めることとなります。つまり、地方自治法第90条に規定されている法定上限数の考え方というのは、人口の規模によることとはしておりますが、単に人口による正比例での人数とはせず、人口の増加に応じて比例の度合いを低減し、かつ条例で定めるものとなっております。これは、人口がある程度多くなれば、必ずしも正比例でなくても会議体としての議会の機能は有することができるという考えによるものと思われまます。その会議体としての規模についても、75万人未満の都道府県の議員の法定上限数である40人から、本県の法定上限数48名の範囲内において条例で定めるものと解するものであります。

よって、県議会という会議体の規模については、いかに人口が少ない県においても、地域の声を反映し、会議体としての適正な機能を有するためにも、最低でも40人は必要であるということでありまます。宮崎県の人口は115万3,000人でありまます。全国から見ても、議員定数を39人として定めている高知県は人口79万6,000人でありまます。また、人口82万1,000人の福井県でさえ議員定数は40名、人口80万9,000人の徳島県で議員定数は41名、人口86万6,000人の佐賀県でも41名をキープしております。もちろん、人口100万人以上の都道府県で議員定数40名以下のところは、本県のほかにあるはずもありません。これは、地方自治法第90条を遵守した良識の範囲内で議員定数が定められているからであります。

次に、選挙区の設定について反対をいたしま

す。公職選挙法第15条では、その第1項において、都道府県議会の議員の選挙区は郡市の区域によるものとされています。また、第3項において、郡市区域の人口が議員1人当たりの人口に達しないときは、条例で、隣接する他の郡市の区域とあわせて1選挙区、つまり合区を設けることができるとあります。しかしながら、先日まで自民会派の中では、任意合区について、また1人区の取り扱いについても全く議論はなされておられません。それは、当然のこととして、同法第8条、現在本県で採用しているただし書き条項を適用するというので、中山間地域や過疎地域、選挙区の面積などを配慮した議員定数の設定がなされるものを前提にしていたからであります。しかし、特別委員会の結論では、そのような配慮はみじんも感じられません。ただ1人区、自分の選挙区を残すためにだけの隠された議論であったのではないかと思うわけでありまます。県議会議員として県内全域を考慮して定数配分がなされるべきであるにもかかわらず、都道府県議会の議員の選挙区は郡市の区域によるものとされているということだけを盾にしなが、合併が決定している清武町や、既に郡の体をなしていない1郡1町の三股町を1選挙区として定めるなど、1人区を守るためのまさに我田引水、自己保身のためだけにこの提案がなされたとしか思えないのであります。今回、まさにそのツケが県内各地の中山間・過疎地域を犠牲にしようとしているのであります。よって、この選挙区の設定には反対であります。

国は、2018年をめどに道州制国家の成立を目指しています。また、県議会も市町村合併の状況を十分に見きわめる必要と責任があります。本県においては旧合併特例法のもと、19の市町

村が合併し、31の市町村が誕生いたしました。さらに、平成17年4月から施行された合併新法でも、北川町が延岡市と合併し、今月末には日南市と南郷町、北郷町が合併することになっております。また、来年度には小林市と野尻町が合併し、さらに宮崎市と清武町も合併することになります。そうすれば、30市町村が26市町村になるわけであります。国も地方も大きく変わろうとしております。どうしてこのような旧態依然とした考え方しか出てこないのか、疑問でなりません。この際、抜本的な議会改革を進め、道州制国家の成立や将来の宮崎県の姿を見据えた上で可能な限り合区を進め、1人区をなくすべきであります。また次回の県議会議員の選挙までに2年余り残されております。県民が議会に対しどのような選挙区を望んでいるのか、密室の限られた議員だけの判断ではなく、県内の有識者や各種団体、地域の代表者などを対象にして広く意見を求めるべきであります。必ず、この議案と違った、県民の納得のいく答えが返ってくるものと信じます。良識ある議員諸氏に賛同を求め、本案に対し反対を願うものであります。

また、今回削減対象となっている選挙区の議員の皆さん方は、自分の選挙区において、これまで先輩方が営々と築いてこられた過去の歴史を踏まえ、現在、県議会議員としての自分の置かれている立場と責任、そして年々疲弊していく地元住民のすがるような思いを真摯に受けとめておられることと存じます。必ず自分の意思で本議案に反対し、地元の願いを貫いていただけるものと信じます。議員各位におかれましては、以上申し上げた趣旨を十分御理解の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、私の反対討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議員発議案第11号に対する修正案採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第11号に対する修正案についてお諮りいたします。

この採決については、記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○坂口博美議長 ただいまの出席議員は42名であります。

会議規則第32条の規定により、立会人に、蓬原正三議員、太田清海議員、西村賢議員、新見昌安議員、田口雄二議員、水間篤典議員を指名いたします。

投票札を配付させます。

〔投票札配付〕

○坂口博美議長 投票札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○坂口博美議長 異状なしと認めます。

念のために申し上げますが、本案に賛成の議員は白票、反対の議員は青票の投票をお願いします。

立会人の立ち会いを願います。

これより投票に移ります。

それでは、議席順に順次投票を願います。

〔各議員投票〕

○坂口博美議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の点検を願います。

〔開票・点検〕

○坂口博美議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数42票、うち白票15票、青票27票、棄権票0であります。

以上の結果、青票が多数であります。よって、修正案は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

---

白 票	太 田 清 海	高 橋 透
	外 山 良 治	鳥 飼 謙 二
	満 行 潤 一	凶 師 博 規
	武 井 俊 輔	西 村 賢
	松 田 勝 則	河 野 哲 也
	新 見 昌 安	長 友 安 弘
	井 上 紀 代 子	権 藤 梅 義
	田 口 雄 二	

青 票	井 本 英 雄	押 川 修 一 郎
	緒 嶋 雅 晃	河 野 安 幸
	黒 木 覚 市	黒 木 正 一
	十 屋 幸 平	外 山 衛
	外 山 三 博	中 野 一 則
	中 野 廣 明	中 村 幸 一
	野 辺 修 光	萩 原 耕 三
	福 田 作 弥	蓬 原 正 三
	松 村 悟 郎	丸 山 裕 次 郎
	宮 原 義 久	米 良 政 美
	山 下 博 三	横 田 照 夫
	徳 重 忠 夫	浜 砂 守
	水 間 篤 典	前 屋 敷 恵 美

川 添 博

◎ 議員発議案第11号採決

○坂口博美議長 次に、議員発議案第11号についてお諮りいたします。

この採決については、記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○坂口博美議長 ただいまの出席議員は42名であります。

会議規則第32条の規定により、立会人に、蓬原正三議員、太田清海議員、西村賢議員、新見昌安議員、田口雄二議員、水間篤典議員を指名いたします。

投票札を配付させます。

〔投票札配付〕

○坂口博美議長 投票札の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○坂口博美議長 異状なしと認めます。

念のために申し上げますが、本案に賛成の議員は白票、反対の議員は青票の投票を願います。

立会人の立ち会いを願います。

これより投票に移ります。

それでは、議席順に順次投票を願います。

〔各議員投票〕

○坂口博美議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

前屋敷 恵 美

立会人の点検を願います。

〔開票・点検〕

○坂口博美議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数42票、うち白票23票、青票19票、棄権0票であります。

以上の結果、白票が多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。(拍手)

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎ 閉 会

○坂口博美議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年2月定例県議会を閉会いたします。

午後2時54分閉会

---

白 票	井 本 英 雄	押 川 修一郎
	緒 嶋 雅 晃	河 野 安 幸
	黒 木 覚 市	黒 木 正 一
	十 屋 幸 平	外 山 衛
	外 山 三 博	中 野 一 則
	中 野 廣 明	中 村 幸 一
	野 辺 修 光	萩 原 耕 三
	福 田 作 弥	蓬 原 正 三
	松 村 悟 郎	丸 山 裕次郎
	宮 原 義 久	米 良 政 美
	山 下 博 三	横 田 照 夫
	川 添 博	

青 票	太 田 清 海	高 橋 透
	外 山 良 治	鳥 飼 謙 二
	満 行 潤 一	冏 師 博 規
	武 井 俊 輔	西 村 賢
	松 田 勝 則	河 野 哲 也
	新 見 昌 安	長 友 安 弘
	井 上 紀代子	権 藤 梅 義
	田 口 雄 二	徳 重 忠 夫
	浜 砂 守	水 間 篤 典